

322
284



始



322

284

版 改
書科教記簿業商

上學商
松合百林兒

著

商學士兒林百合松著 下卷

改版 商業簿記教科書

東京寶文館藏版

大正
10. 2. 14
丙亥

凡例

- 一 下巻は稍高等なる程度に於て複式簿記法の實際的運用を説くを目的とす故に名稱に於ては上巻と重複せる章あるも其の内容は異なれり。
- 二 下巻の内容は複式簿記法の全部に亘る故に多少の補助的説明を付するときは上巻を省略し下巻のみを獨立の教科書として使用することを得べし前年舊版上巻を使用せられたる諸氏は此の觀念にて本書を採用せられんことを望む。
- 三 書中に挿入したる英語は英國に於て現に慣用せらるゝものを採用したり。一概に英語と稱するも會計上の用語は英國に於けるものと米國に於けるものと多少異なる所あり。
- 四 第一章中に掲げたる借方貸方の解釋は普通に行はるゝ説明法を紹介したるものなり下巻のみを獨立の教科書とするときは其の部分を後廻はしとするか又は元帳口座の形式を示して説明せらるべし。
- 五 返品及び小口現金のことは從來の教科書に於ては所説簡略に過ぎて實際の運

用明らかならざるの憾あり故に本書に於ては帳簿を掲げて其の取扱法を説明したり、但し實習には之を加へず。

六 共同販賣の記帳法に關する全擔式分擔式及び代理式のごとは實用なきものとして全然説明せず。

七 共同販賣及び委託販賣の取引を中等教科書の實習に加ふるは適當ならずと信ず、依て改版に於ては共同販賣の取引は全然之を削除し委託販賣の場合に就き二三の實習を課するに止めたり。

八 書中掲ぐる所の帳簿記入例は別著商業會計中より轉載したるもの少なからず乞ふ之を諒せよ。

改
版
商
業
簿
記
教
科
書
下
卷
目
次

第一章	總論	一
第二章	會計帳簿の組織	一〇
第三章	仕入帳及び戻シ品記入帳	一四
第一節	仕入帳	一四
第二節	戻シ品記入帳	一五
第四章	賣上帳及び戻リ品記入帳	二〇
第一節	賣上帳	二〇
第二節	戻リ品記入帳	二一
第五章	受取手形記入帳及び支拂手形記入帳	二五
第一節	約束手形及び爲替手形	二五

第二節	受取手形記入帳	二七
第三節	支拂手形記入帳	三二
第四節	不渡手形の記帳	三五
第五節	荷爲替手形の記帳	三六
第六章	現金出納帳及び小口現金出納帳	四〇
第一節	現金及び當座勘定	四〇
第二節	現金出納帳	四一
第三節	小口現金出納帳	四八
第七章	仕譯帳	五六
第八章	元帳	五九
第九章	試算表	六六
第十章	賣買勘定	七二

第十一章	損益勘定	七八
第一節	整理事項	七八
第二節	減價償却及び減價償却準備金	七九
第三節	貸倒金及び貸倒準備金	八三
第四節	繰延費用及び未拂費用	八六
第十二章	貸借對照表財産目錄及び損益計算書	九四
第十三章	實習第一	一〇一
第十四章	委託販賣及び委託買付	一一〇
第十五章	實習第二	一二三
第十六章	共同販賣	一三三
第十七章	會社簿記	一四二
第一節	合名會社及び合資會社	一四二

第二節 株式會社

改版 商業簿記教科書 下卷 目次 終

第一章	一
第二章	一〇
第三章	一〇
第四章	一〇
第五章	一〇
第六章	一〇
第七章	一〇
第八章	一〇
第九章	一〇
第十章	一〇
第十一章	一〇
第十二章	一〇
第十三章	一〇
第十四章	一〇
第十五章	一〇
第十六章	一〇
第十七章	一〇
第十八章	一〇
第十九章	一〇
第二十章	一〇
第二十一章	一〇
第二十二章	一〇
第二十三章	一〇
第二十四章	一〇
第二十五章	一〇
第二十六章	一〇
第二十七章	一〇
第二十八章	一〇
第二十九章	一〇
第三十章	一〇
第三十一章	一〇
第三十二章	一〇
第三十三章	一〇
第三十四章	一〇
第三十五章	一〇
第三十六章	一〇
第三十七章	一〇
第三十八章	一〇
第三十九章	一〇
第四十章	一〇
第四十一章	一〇
第四十二章	一〇
第四十三章	一〇
第四十四章	一〇
第四十五章	一〇
第四十六章	一〇
第四十七章	一〇
第四十八章	一〇
第四十九章	一〇
第五十章	一〇
第五十一章	一〇
第五十二章	一〇
第五十三章	一〇
第五十四章	一〇
第五十五章	一〇
第五十六章	一〇
第五十七章	一〇
第五十八章	一〇
第五十九章	一〇
第六十章	一〇
第六十一章	一〇
第六十二章	一〇
第六十三章	一〇
第六十四章	一〇
第六十五章	一〇
第六十六章	一〇
第六十七章	一〇
第六十八章	一〇
第六十九章	一〇
第七十章	一〇
第七十一章	一〇
第七十二章	一〇
第七十三章	一〇
第七十四章	一〇
第七十五章	一〇
第七十六章	一〇
第七十七章	一〇
第七十八章	一〇
第七十九章	一〇
第八十章	一〇
第八十一章	一〇
第八十二章	一〇
第八十三章	一〇
第八十四章	一〇
第八十五章	一〇
第八十六章	一〇
第八十七章	一〇
第八十八章	一〇
第八十九章	一〇
第九十章	一〇
第九十一章	一〇
第九十二章	一〇
第九十三章	一〇
第九十四章	一〇
第九十五章	一〇
第九十六章	一〇
第九十七章	一〇
第九十八章	一〇
第九十九章	一〇
第一百章	一〇

改版 商業簿記教科書 下卷

兒林百合松著



第一章 總論

簿記法の種類 簿記(Book-keeping)の目的は財産に生ずる増減變動の狀態を簡明正確に記録計算するにあり、然るに財産には營業の爲めに存するものと然らざるものとあり、從て簿記法にも亦營業に關する簿記と然らざる簿記との區別を生ず

- 一 商業簿記
- 二 銀行簿記
- 三 工業簿記
- 四 鐵道簿記

五 保險簿記

等ば前者に屬し

六 家計簿記

七 官廳簿記

の如きは後者に屬す。營業の目的を有せざる財産は之を運用して利益を擧ぐることを條件と爲さず、從て其の簿記法は單に金品出入の記録を司るに過ぎずして方法簡單なりと雖も、營業の爲めに存する財産は事情之に反し單に出入の正確を期するを以て足れりとせず、之と同時に損益の由來を明かならしむる方法なかるべからず、而して損益の由來を明かならしむる方法は金品の出入を記録するが如く單純なることを得ず、營業の規模擴大すれば更に其の複雑を加ふ、各種の營業簿記に關して特別の研究を要するは之が爲めなり。

商業簿記銀行簿記等の分類は簿記法の應用上の區別にして原理の相異を示すものに非ず、原理の相異を標準として觀察するときは、簿記法は單式簿記及び複式簿記の二種に區別せらる、前者は不完全なる簿記法にして後者は完全なる簿記法

なり。

單式簿記法 單式簿記法 (Single Entry Book-keeping) にありては仕入先及び得意先との間の取引關係を示す爲めに元帳を設けて相手方の人名別に口座を開き、別に元帳附屬の帳簿として掛賣買の取引を記載すべき仕入帳及び賣上帳、現金取引を記載すべき現金出納帳及び特殊の取引を記載すべき日記帳を設け、是等の諸帳簿より元帳の口座に借方貸方の轉記を行ふものなり。單式簿記法の元帳は人名勘定を設くるのみにして資産負債収益及び經費に關する全部の勘定を包括せず、從て帳簿に依りて財政の全況を明かならしむること能はざるを其の缺點とす、之れ單式簿記法を以て不完全簿記と稱する所以なり、然れども其の記帳法簡略にして能く掛貸借を整理することを得るが故に、正確なる損益の計算を行ふ必要なき普通商家の會計整理に用ふるに適す。

舊式簿記法の改善 然れども我國に於ける單式簿記法は複式簿記法と共に明治維新の後英米の制度を輸入したるものにして、未だ普く商店の會計に使用せらるゝに至らず、小商の多くは舊式簿記法に依る、所謂帳合法即ち之なり。帳合法は

地方に依りて異なり又營業の種類に依りて同じからざる所あり、同一の帳面にても其の名稱を一にせずと雖も、大體の組織は單式簿記法に於けると異なる所なく仕入帳・賣上帳・金錢出入帳等の外別に大福帳を設く。大福帳は得意先の人名別に口座を設けて賣掛金及び其の取立を記載するものなり、されば其の内容は單式簿記法の元帳に似たり、唯だ買掛金を記載せざるを特色とするのみ、然れども大福帳の外別に元帳と稱する帳簿を設けて仕入先の人名別に口座を開き以て買掛金及び其の支拂を記載することあり。故に我國の帳合方法は單式簿記法と相似たりと雖も、我國の習慣として和紙を以て帳簿を綴り毛筆を以て記入し、其の記入の體裁は一打ち書きとし金額を普通の縦書と爲すが故に、閲讀検査に著しき不便を感じ單純なる覺書と大差なきを缺點とす。

複式簿記法 單式簿記法の缺陷は複式簿記法に依りて避くることを得、即ち複式簿記法(Double Entry Book-keeping)に於ては元帳を擴張して資産負債及び損益を示す一切の勘定を設け、附屬の諸帳簿より取引の結果を關係口座に轉記して、以て營業財政の全況を一瞥の下に表現せしむるものなり、故に複式簿記法の元帳は一に

總勘定元帳とも稱す。斯くの如く複式簿記法の元帳にありては人名勘定の外營業用地所・建物・什器・現金・仕入勘定・賣上勘定・運賃・保険料・給料・雜費等多數の口座を開き、其の各口座に於て借方貸方を區別して以て増減變動の結果を轉記するなり、而して取引の結果は一方の口座の借方に記入せらるゝと同時に他方の口座の貸方に記入せらるゝものにして、從て元帳全口座を通じて借方合計と貸方合計とは常に相等しきものとす。

借方及び貸方 複式簿記法に於ける借方(Debitor, Dr. Debit)及び貸方(Creditor, Dr. Credit)は商業上普通に使用する名稱より來りたるものにして、複式簿記法の未だ行はれざりし時代に既に單式簿記法に於て使用せられ居たるものを襲用し、之を獨り人に對する關係に限らず、廣く現金・什器・費用等の諸勘定にも適用するに至れるものなり、されば對人關係の場合に於ける借方及び貸方の意義を能く理解するときは其の他の勘定の借方及び貸方の意義は自ら明かなるべし。

對人勘定の借方貸方 今甲商店に商品を掛にて賣渡したるときは甲商店に對して貸を生ず、即ち甲商店は借方なり、故に元帳に於ては甲商店の勘定を借方と爲

すことを要す、之れを甲商店を借記するといふ。而して他日甲商店より掛貸を取立てたるときは前と反對の記入をなす爲めに甲商店の勘定を貸方とす、即ち甲商店を貸記するなり。同様の關係に依りて乙商店より掛にて買入れたるときは乙商店の勘定を貸記し、掛借を返済したるときは乙商店の勘定を借記するなり。故に簿記上に於ては貸借金を返済する場合に於ても、従前の關係に拘はらず之を新なる貸借の取引として取扱ひ、借方貸方を決定するものなることを注意せざるべからず。

掛貸借に就きて右に述べたる所は掛貸借以外の一切の貸金及び負債に適用することを得、即ち例へば貸付を爲したるときは相手方が借方なるが故に相手方の勘定を借記し、貸付金を取立てたるときは其の勘定を貸記するが如き然り、此の場合に相手方の人名を以て勘定科目とするや又は貸付金勘定と爲すやは任意にして、其の何れにするも借方貸方の關係には變化なし、預け金、預り金、借入金、公債證書等の勘定の借方及び貸方も之より推して知ることを得べし。

店主資本金勘定の借方貸方 資本金勘定の借貸に關しては普通商店に謂ふ店

と奥との區別を基礎として、資本金を以て店主(奥)の帳場店に對する貸金として前項に述べたる對人關係に準じて説明すること普通なり。即ち資本金を投下したるときは帳場に對する店主の貸金として店主(資本金)の勘定を貸記し、決算の結果利益を生じたるときは資本金の増加と爲るが故に、此の勘定を貸記し、反對に資本金の減少ありたるときは之を借記するなり。

對物勘定の借方貸方 茲に對物勘定と稱するは建物勘定、什器勘定の如く物に關する勘定の意なり、是等の勘定に貸借を適用するに當りては、其の財産を以て恰かも人間なるが如くに想像して之を借方とし又は貸方とするなり、即ち今金一萬圓を投じて建物を買入れたりとせんか、會計方は建物の爲めに一萬圓を支出したるなり、故に建物は一萬圓丈の借方と爲りたるものといふことを得べく、反對に建物を八千圓に賣却したりとせんか、會計方は建物の爲めに八千圓を受入るゝに至りしものなるが故に、建物は八千圓丈の貸方と認むることを得べし、其の關係は猶ほ他人の爲めに支拂を爲したるとき彼を借方とし、他人より受取りたるるとき彼を貸方とするに異ならざるを知るなり。故に對物勘定に於ては財産を取得し

たるとき其の財産の勘定を借記し、財産を賣却したるとき之を貸記するなり。斯くの如く物を以て人と同様に借方又は貸方とするが故に、此の解釋法を擬人法と稱することあり。

現金勘定も亦對物勘定の部類に屬し、從て其の借方及び貸方の解釋は理論上建物の場合と異なる所なし、即ち現金も亦一種の物品に外ならずして、一千圓の現金を所有するは一千圓丈け之に投資し居るものといはざるべからず。

對物勘定の貸借に就いては別に保管係を利用する便宜的の說明法あり、例へば五百圓の現金を受入れたるときは之を現金出納係に引渡すものと爲し、從て出納係は五百圓の借方となる、唯だ此の場合に現金勘定の名義を以て出納係の地位を示すものとし、現金勘定を借方と爲すと解釋するなり。各種の財産に就きて保管者を設くるは大規模の營業に實際に行はるゝものなるが故に、上述の便宜的解釋は通俗の了解を得易きものとして廣く行はる。

損益諸勘定の借方貸方 利子雜費等損益の原因を示す諸勘定も亦對物勘定と等しく擬人法の觀念に依りて其の借方貸方を決す、即ち今利息二百圓を支拂ひた

るときは會計方は利息の爲めに二百圓を支出するなり、故に利息は二百圓丈け借方と爲りたりと稱するを得べし、反對に利息四百圓を收入したるときは、利息は四百圓丈けの貸方と爲るべし、即ち収益又は費用の勘定にては收入のとき當該勘定を貸記し支出のとき借記するなり。

是等の勘定に於ける收入及び支拂は對人貸借及び對物勘定の場合の如く效力を後日に生ずることなしと雖も、關係を後日に残すや否やは此の場合には何等の影響なし、即ち前後に顧慮することなく唯だ眼前の取引に就いて收入ならば收入の事由を示す勘定を貸方とし、支拂ならば支拂の事由を示す勘定を借方と爲すを以て足れりとするものにして、此の觀念は對人對物の諸勘定の場合に就ても毫も異なる所なきなり。

第二章 會計帳簿の組織

帳簿組織の過去 舊式簿記法に於ては所謂主要帳簿と稱して日記帳仕譯帳及び元帳の三箇の帳簿を設け凡ての取引は一旦日記帳に記載し次に仕譯帳に於て日記帳記載の取引を一箇々々に借方貸方の仕譯を爲し最後に仕譯帳より元帳口座に轉記したるものなり而して日記帳と仕譯帳は後年之を合併して一帳簿と爲し先づ各取引の仕譯を記載し其の下に仕譯の説明として日記を付記するに至れり之を仕譯日記帳又は單に仕譯帳といふ。舊式簿記法に於ては此の外所謂補助帳簿と稱して仕入帳賣上帳現金出納帳等多數の帳簿を設け賣買及び出納に關する取引の明細を記録し以て元帳口座の説明を補助するの用に供したるものなり其の結果として舊式簿記法に於ては取引の多くは之を補助帳簿と主要帳簿と二重に記帳することゝなり徒に多くの手数を要す之れ舊式簿記法の缺點なり。

仕譯帳の分割 然るに現今に於ては從來補助帳簿として使用したるものに多少の改善を加へ之より直接に元帳に轉記を爲すことゝし一旦何れかの帳簿に記

載せられたる取引は仕譯帳に於て仕譯せざることゝなれり之が爲りに仕譯帳にありては記載事項著しく減少し仕入帳賣上帳現金出納帳等が何れも元帳轉記の材料として仕譯帳の任務を分擔するに至れり故に現今に於ては仕譯帳を固有仕譯帳と稱し之に對して仕入帳賣上帳現金出納帳等を特殊仕譯帳と總稱することあり。又固有仕譯帳及び特殊仕譯帳は取引事項の發生したるとき直に記入するものにして元帳轉記の材料と爲るものなるが故に之を原記簿(Books of Original Entry)と總稱し或は仕譯簿轉記簿又は補助簿とも稱す。

原記簿として普通に使用せらるゝ帳簿の主なるものには上記の外受取手形記入帳支拂手形記入帳戻シ品記入帳及び戻リ品記入帳あり今現代的帳簿組織を表すすれば左の如し。

仕譯帳
現金出納帳
小口現金出納帳
仕入帳

元帳

戻シ品記入帳

賣上帳

戻リ品記入帳

受取手形記入帳

支拂手形記入帳

帳簿の所屬 原記簿は各主務係に於て記帳するを本則とす、即ち現金出納帳は出納係に屬し、小口現金出納帳は庶務又は用度係に屬し、その他仕入帳及び戻シ品記入帳は仕入係に、賣上帳及び戻リ品記入帳は販賣係に屬し、受取手形記入帳、支拂手形記入帳、譯帳の如く適當の主務係なきものゝみ會計部(又は計算部)に於て記帳するなり。而して各係の帳簿は毎日之を會計部に回付し、會計部に於て之より元帳に轉記して返付するものとす。

カード式及びルーズリーフ式 舊式簿記法にありては帳簿は凡て堅牢に製本したるものを使用したるも、現今に於ては便宜に従ひカード式若くはルーズリーフ式を使用するに至れり。カード式(Card System)とは適當の面積を有する紙片を

用ひ、之を綴合はすことなくして一定の容器に番號順に並列せしめ、以て製本帳簿に代用するものなり。ルーズリーフ式(Loose Leaf System)とは普通の帳簿の如く製本する代はりに抜差自在の金具を以て留め置くものなり。カード式は元帳に利用せられ、ルーズリーフ式は元帳の外原記簿にも適用せらる、是等の方式を元帳に適用する場合に其の製本帳簿に優る特色は次の如し。

- 一 記帳事務の分擔に便なり
 - 二 取引なき口座を抽出して取引ある口座と區別して保管することを得
 - 三 記載事項増加するに伴ひて用紙を追加するに便なり
 - 四 別に目次を付するの必要なし
- カード式及びルーズリーフ式の唯一の缺點は用紙の抜差し自由なるが故に不正の行はれ易きこと之なり、乍併斯くの如きは實際上免かれ難きことに非ずと認められ、今や此の形式は會計上廣く適用せらるゝなり。

第三章 仕入帳及び戻シ品記入帳

第一節 仕入帳

仕入取引記帳の通則 仕入帳(Purchases Book)は註文品並に送状の到着したるとき送状を材料として記載するものにして、元帳仕入先の口座には毎日其の貸方に轉記を爲し、試算表作成期に帳簿を締切り合計を以て仕入勘定(Purchases a/c)口座の借方に轉記するなり。

仕入帳の様式 仕入帳に日付摘要元帳丁數及び金額の四欄を設くるは其の最も簡單なる様式なるが、實際の會計にありては送状番號支拂期日其他の諸欄を増設することあり。

現金仕入の取引 現金取引の記帳法には次の二種あり。

一 其の仕入先が平素繼續して取引ある相手方ならざる場合には、現金出納帳に仕入勘定を相手科目として記載するに止め仕入帳には全く記載せざる

なり。

二 之に反して引續きて取引する相手方より仕入れたる場合には、現金拂と雖も一旦掛にて仕入れたるものとして仕入帳に記入し、同時に買掛金を支拂ひたるものとして現金出納帳に記入するなり。之れ其の仕入先との取引關係を元帳面に表はさんが爲めなり、前法に於て仕入先の勘定を用ゐざるは一時的の相手方との關係を元帳面に表はすは其の實益なきが故なり。

第二節 戻シ品記入帳

戻シ品及び戻リ品の意義 賣主の發送したる商品中には運送中其の一部が損傷することあり、或は見本と異なりたる商品の混入することあり、買主が斯かる商品の引渡を受けたるときは之を賣主に返送し、其の數量に應ずる價額だけ割引を求むるなり、斯の如く買主より賣主に返送する商品を返品(Returns)と總稱し、買主に於ては之を戻シ品(Returns Outwards)と稱し、賣主に於ては之を戻リ品(Returns Inwards)と稱す。

戻シ品の記帳法 戻シ品の生ずること稀なるときは仕譯帳に記載することを
得即ち此の取引は商品掛賣の取引と形式上異なる所なきが故に
借方 仕入先の勘定 貸方 戻シ品
の仕譯を爲すなり。乍併戻シ品が屢々發生するときは戻シ品記入帳と稱する原
記簿を設くるものとす。

戻シ品記入帳 戻シ品記入帳 (Returns Outwards Book) の様式は仕入帳と同一にし
て、摘要欄には仕入先返送品名・數量・單價を記載す、單價は賣主より受取りたる送狀
面記載の價格に依るなり。此の帳簿は毎日元帳仕入先口座の借方に轉記し、且つ
定期に合計額を以て戻シ品勘定貸方に轉記して以て借方貸方を平均せしむるな
り。

仕 入 帳 30

大正	年	摘 要	元丁	金 額
2	10	森川商會 甲品 200箇 @ ¥12-	62	2,400-
	15	伊藤商店 乙品 100" " 10- ¥1,000-		
		丙品 300" " 9- ¥2,700-	63	3,700-
	23	森川商會 甲品 100" " 12-	62	1,200-
	"	仕入勘定借方 = 轉記	64	7,300-

戻シ品記入帳 2

大正	年	摘 要	元丁	金 額
2	15	伊藤商店 丙品 10箇 @ ¥9-	63	90-
	28	森川商會 甲品 5" " 12-	62	60-
	"	戻シ品勘定貸方 = 轉記	65	150-

第四章 賣上帳及び戻り品記入帳

第一節 賣上帳

賣上取引記帳の通則 賣上帳(Sales Book)は賣渡商品を引渡したるとき又は買主に向けて發送したるとき送狀を材料として記載するものにして、元帳得意先の口座には毎日其の借方に轉記し、且つ定期に合計額を以て賣上勘定(Sale)口座の貸方に轉記するなり。

賣上帳の様式 賣上帳の様式は仕入帳の夫れと相等しく必要に應じて送狀番號・支拂期日等の諸欄を増設するなり。

現金賣上の取引 現金賣上の記帳法は現金仕入の場合に於けると等しく二種の方法あり、平素取引なき相手方に賣渡したるときは現金出納帳に賣上勘定を相手科目として記載するに止め、繼續して取引する得意先に賣渡したるときは一旦賣上帳に掛賣の記入を爲し、同時に現金出納帳に於て賣掛金受取の記入を爲すも

のとす。

賣上帳の分割 賣上取引が多數にして一人の係員にて處理するに適せざるときは、賣上帳を數冊に分割し、數人に分擔記帳せしむることあり、分割の標準は地方別に依るを便とす。

小賣の記帳 小賣の取引は口數頗る多く且つ其の金額少なくて、逐一記帳するに適當せざるが故に、販賣員をして其の都度賣上傳票を作成せしめ、現金出納帳には毎日の合計金額を以て記入するなり。

第二節 戻り品記入帳

戻り品の記帳 戻り品も亦其の口數少なきときは仕譯帳に於て

借方 戻り品 貸方 得意先の勘定

の仕譯を爲すを以て足れりとするも、通常戻り品記入帳と稱する原記簿を設くるなり。

戻り品記入帳 戻り品記入帳(Returns Inwards Book)は賣上帳と同一の様式に依

元帳

借方 村木商店 貸方 35

...	4	甲品	100筒	賣	40	1,500-	...	4	10	品	10筒	戻り	12	150-
-----	---	----	------	---	----	--------	-----	---	----	---	-----	----	----	------

借方 進藤商店 貸方 36

...	4	13	乙品	100筒	賣	40	1,300-							
		26	丙品	100筒	賣	40	1,200-							

借方 賣上勘定 貸方 37

							...	4	30	諸口	賣	40	4,000-
--	--	--	--	--	--	--	-----	---	----	----	---	----	--------

借方 戻り品 貸方 38

...	4	30	諸口	戻り	12	150-							
-----	---	----	----	----	----	------	--	--	--	--	--	--	--

賣上帳

40

大正	年	摘要	元丁	金額
4	4	村木商店		
		甲品 100筒 @¥15-	35	1,500-
	13	進藤商店		
		乙品 100筒 " 13-	36	1,300-
	26	進藤商店		
		丙品 100筒 " 12-	36	1,200-
	30	賣上勘定貸方=轉記	37	4,000-

戻り品記入帳

12

大正	年	摘要	元丁	金額
4	10	村木商店		
		甲品 10筒 @¥15-	35	150-
	30	戻り品勘定借方=轉記	38	150-

り得意先戻り品数量・單價及び金額を記入す。此の帳簿は毎日元帳得意先口座の貸方に轉記し、且つ定期に合計額を以て戻り品勘定の借方に轉記するなり。

應用問題

問題一 賣上帳及び戻り品記入帳を設けて次の取引を記入し且つ元帳に轉記すべし。

- 一 五月三日野崎商店に賣渡す
 - 一 一號商品 百二十箱 二十八圓替
 - 一 三號商品 二百箱 二十六圓替
- 二 同月十日野崎商店より右賣上品の内左の通り返送を受く
 - 一 三號商品 五箱
- 三 同月同日安藤商店に賣渡す
 - 一 二號商品 五十箱 二十七圓五十錢替
 - 一 三號商品 百三十箱 二十六圓替
- 四 同月二十日安藤商店より右賣上品の内左の通り返送を受く
 - 一 二號商品 二箱
 - 一 三號商品 一箱

第五章 受取手形記入帳及び

支拂手形記入帳

第一節 約束手形及び爲替手形

約束手形 賣買取引の結果は所謂帳簿上の貸借となし置き、満期日に達して之を決済すること普通なりと雖も、手形を使用する場合亦少なからず、斯く商人間の取引に基きて振出されたる手形を商業手形と稱す。商業手形には約束手形及び爲替手形の二種あり、約束手形 (Promissory Note) は買主が作成し賣主に宛て期日に一定の金額を支拂ふべき旨を約束するものにして、商品を買入れたるとき賣主の希望に依りて之を交付するなり。

爲替手形 爲替手形 (Bill of Exchange) は約束手形と反對に賣主より買主に宛て、振出す支拂の命令書にして、賣主は商品引取のとき若くは後日必要のときに作成し、買主に送付して支拂の引受 (Acceptance) を求むるものとす。

約束手形及び爲替手形の形式は次の如し。

第一號

印紙 約束手形

一金伍仟六百圓也

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引換ニ無相違仕拂可申候也

振出地 東京市

支拂期日 大正十年八月十五日

支拂場所 株式會社東洋銀行本店

大正十年七月十六日

東京市日本橋區本石町三丁目五番地

甲野 甲太郎 印

乙野 乙太郎 殿

第一號

印紙 爲替手形

一金伍仟六百圓也

右金額乙野乙太郎殿又ハ同人指圖人へ此手形引換ニ御仕拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 大正十年八月十五日

大正十年七月十六日

東京市本所區表町五十九番地

乙野 乙太郎 印

甲野 甲太郎 殿

裏書及び割引 約束手形及び爲替手形の所持人は隨時に手形上の權利を他人に譲渡すことを得、即ち手形の裏面に「表面の金額何某殿又は其指圖人に御仕拂可被成候」と記載し、記名調印して手形を譲受人に引渡すなり。故に此の手續を手形の裏書(Endorsement)といふ。手形は他の商人に裏書することなきに非ざるも裏書の多くは銀行に譲渡す場合にして、之を手形の割引(Discount)といふ。蓋し商人が其の所持する手形を銀行に譲渡すは資金の回収を目的とし、銀行は利息の收入を目的とするが故に、銀行が手形を譲受くるときは期日に達する迄の日數に應ずる利息を計算し之を手形の額面金額より割引したる價額にて買取るが故なり。

第二節 受取手形記入帳

受取手形と支拂手形 手形は會計上之を受取手形及び支拂手形の二種に分類す。受取手形とは金額受取の權利ある手形を指す、即ち他より受取りたる約束手形又は爲替手形及び自ら振出して支拂人の引受を求めたる爲替手形之なり。支拂手形とは金額支拂の義務ある手形を指す、即ち自ら振出したる約束手形及び自己

に宛てたる爲替手形を呈示せられて支拂の引受を爲したるもの之なり。故に受取手形は手形債権を示し、支拂手形は手形債務を示すものにして一は資産他は負債なり、是に於てか元帳には受取手形及び支拂手形の二勘定を設く。

受取手形記入帳 受取手形記入帳 (Bills Receivable Book) は受取手形の要件を記載し、且つ手形受入の取引に就き轉記簿として使用せらるゝものなり。

受取手形記入帳に於て番號欄は受入の順序に依りて手形に付したる取引番號を記入するものとす。摘要欄には手形受入の相手方の氏名又は稱號を記載す。

支拂人又は引受人の欄は手形面の支拂義務者を記入し、振出人又は裏書人の欄は償還義務者の氏名を記入す、償還義務者とは支拂義務者が支拂を爲さざる場合に所持人に對し代はりて支拂を爲すべき義務ある者をいふ、他より手形を譲受けたるときは其の讓渡人が讓受人に對して償還義務を負擔するなり。

頭末欄は他日手形金の支拂を受けたるとき又は手形を裏書したるとき其の旨を記載するものとす。

元帳轉記法 受取手形の發生する取引を仕譯すれば

借方 受取手形 貸方 得意先の勘定

と爲るが故に、受取手形記入帳に記載せられたる金額は毎日摘要欄に示されたる得意先の口座の貸方に轉記し、定期に記入帳の合計を求めて之を受取手形勘定口座の借方に轉記して、以て借方と貸方とを平均せしむるものとす。

1 受取手形記入帳

大正	年	番	要	元	種	支	振	手	手	引	受	期	支	金	額	日	付	摘	要
...	(貸方勘定)	丁	類	拂人	出人	形	形	日	期	日	拂場所	額	日	付	要		
6	15	1	伊達商店	87	約	伊達商店		...	6	15	53	...	7	29	2,300				
	20	2	村井商會	9	爲	村井商會		...	19	1	...	7	30	4,820					
	30		受取手形勘定借方											7,120					

元 帳

借 方		伊 達 商 店		貸 方		87
		.../6	15	受取手形	受手 1	2,300-

借 方		村 井 商 會		貸 方		89
		.../6	20	受取手形	受手 1	4,820-

借 方		受 取 手 形		貸 方		9
.../6	30	請 口	受手 1	7,120-		

商品と引換に受取りたる手形 商品を賣渡して引換に手形を受取りたるときの記帳法は、現金賣の場合と等しく元帳に其の得意先の口座あるときは賣上帳と受取手形記入帳と雙方に記帳し、然らざる臨時の得意先なるときは受取手形記入帳にのみ記載し、摘要を賣上勘定とするなり。

爲替手形の振出 爲替手形に於て振出人支拂人及び受取人の三人とも別人なる場合、即ち甲某が乙某に宛て丙某に支拂ふべき旨を命じたる手形を振出し丙某に交付したるとき、甲某の帳簿に於ては借方丙某貸方乙某の仕譯帳記入を爲すべく、受取手形勘定は發生せざるものと爲すは舊式簿記法に於て行はれたる方法なり、然れども斯くの如くなるときは實際に使用したる手形が帳簿上に記録を殘さざる結果と爲る、故に斯かる場合に於ても手形の受入と其の讓渡とを別々に記帳すべきものとす、即ち一旦受取手形記入帳に摘要を乙某として記入し、次に仕譯帳に於て借方丙某貸方受取手形の仕譯を爲さざるべからず、然れども斯かる取引は實際に發生すること稀なり。

第三節 支拂手形記入帳

記入及び轉記法 支拂手形記入帳(Bills Payable Book)の様式及び記入法は受取手形記入帳の場合と相似たり。

支拂手形記入帳の金額は毎日摘要欄に示されたる人名勘定口座の借方に轉記し、定期に合計を以て支拂手形勘定口座の貸方に轉記し以て借方貸方を平均せしむるものとす。

商品と引換に手形を渡したるとき 商品を仕入れて約束手形を振出し又は爲替手形の引受を爲したるときは仕入帳と支拂手形記入帳との雙方に記入するか又は支拂手形記入帳にのみ記入し摘要を仕入勘定とするなり。

支拂手形記入帳の様式は、受取手形記入帳の様式と相似り、但し、摘要欄に「手形」の字を記入する。また、金額欄に「手形」の字を記入する。また、日付欄に「手形」の字を記入する。

支拂手形記入帳

大正 ...年	番 號	摘要 (借方勘定)	元 丁	種 類	受取人	振出人	手形 日付	手形 番號	期限	期日	支拂場所	金額		摘要		
												日付	摘要			
10	8	河上商店	10	爲	河上商店	田村商店	~/10	2	103	~/11	30	日東銀行	892	-		
	5	田村商店	10	爲	田村商店	田村商店	"/	4	2	12	28	"/	1,300	-		
	31	支拂手形勘定貸方=轉記	10	爲									2,192	-		

元 帳

借 方		河 上 商 店		貸 方		63
10/1	3	支拂手形	支手 1	892	-	

借 方		田 村 商 店		貸 方		64
10/1	5	支拂手形	支手 1	1,300	-	

借 方		支 拂 手 形		貸 方		10
				10/31	請 口 支手 1	2,192

第四節 不渡手形の記帳

満期日に手形の支拂人が支拂を爲さざることあり、之を手形の不渡り(Dishonour)といふ、賣主が買主より受取りたる約束手形又は買主の引受を求めたる爲替手形が不渡と爲りたるときは、手形は最早其の用を爲さざるが故に之を消却し、賣主は手形上の債権を人名勘定の債権に変更して他日の支拂を待つことを要す、即ち次の仕譯帳記入を行ふなり。

借方	人名勘定(支拂人)	貸方	受取手形
----	-----------	----	------

裏書に依りて譲受けたる手形が不渡と爲りたるときは所持人は其の當時の譲渡人に對して償還を請求することを得、即ち手形に不渡の證明を付して譲渡人に交付し、手形金及び不渡の爲に要したる附帶費用あるときは之をも加算したる總額の支拂を求むるものとす、故に償還の請求を爲したるときは

借方	人名勘定(譲渡人)	貸方	受取手形
----	-----------	----	------

の仕譯を爲し、費用を支拂ひたるときは現金出納帳に譲渡人の勘定を以て支拂の

記帳を爲すなり。

譲受人の請求を受けて償還したるものは更に其の前者に償還を請求するなり故に現金出納帳に支拂の記入を爲すときは自己に對する償還義務者の人名勘定を記載することを要す。

舊式簿記法に於ては手形が不渡となりたるるとき借方不渡手形貸方受取手形の仕譯を爲し、又請求に應じて償還を爲したるときは不渡手形勘定に依る支拂とし凡て人名勘定を使用する代はりに不渡手形と稱する一般的名稱を用ひたるものなり、然れども此の方法は理由の乏しく實用に便ならざる缺點あるが故に行はれず。

第五節 荷爲替手形の記帳

商人が他地方に商品を積送したるときは荷受主に宛てたる爲替手形を作成し之に船荷證券又は鐵道貨物引換證を添付して銀行に持參し割引を求むることあり、之を荷爲替の取組といひ、其の手形を荷爲替手形といふ。荷爲替手形は運送貨

物が擔保品となるの外、手形の形式及び手形關係者の權利義務に就いては普通の爲替手形と少しも異なる所なし。

商品を賣渡し之に對して荷爲替を取組みたる取引を一箇の取引として仕譯すれば借方現金及び割引料貸方賣上勘定となり、受取手形勘定は發生せざるなり、併實際の記帳法としては商品の賣渡は掛賣として賣上帳に記入し、荷爲替手形の振出は受取手形の發生として受取手形記入帳に記入し、荷爲替の取組は受取手形の割引として現金出納帳に記入するなり。

銀行が買取りたる荷爲替手形は目的地の銀行に送付せられ、荷受人に呈示して支拂の引受を求むるものにして、荷受人は期日に至り手形及び附屬書類と引換に手形金の支拂をなし、附屬書類を運送業者に交付して貨物の引渡を受くるものなり、然れば荷受人に於て荷爲替手形の引受を爲したるときは支拂手形勘定を生ず故に之を支拂手形記入帳に記入するなり。

應用問題

次の取引を仕入帳、賣上帳、受取手形記入帳及び支拂手形記入帳に記入し且つ元

帳に轉記すべし。

- 一 七月三日甲商店より買入る
 - 一 甲品 三千圓
- 二 右代金に對し八月三十日満期の約束手形第一號を振出す
- 三 九日第一商店に賣渡す
 - 一 甲品 二千圓
- 三 十五日乙商店より買入る
 - 一 乙品 五千圓
- 四 十七日第一商店賣掛金に對し同店宛爲替手形第一號を作成して同店の引受を求む期日七月三十一日
- 五 二十三日乙商店の請求に依り同店振出當店宛二十二日付爲替手形第五〇號金額五千圓の引受を爲す期日八月十日
- 六 二十五日乙商店より買入る
 - 一 乙品 六千圓

七 二十七日第一商店に賣渡す

- 一 乙品 四千圓
- 右代金に對し同店振出本日付約束手形第六三〇號を受取る期日八月二十八日

第六章 現金出納帳及び小口現金出納帳

第一節 現金及び當座勘定

現金の意義 會計上に於ては獨り通貨のみならず、通貨と同一の作用をなすものは皆之を現金として取扱ふものなり、即ち當座小切手、送金手形、郵便爲替券、官廳仕拂命令書等の一覽拂の流通證券は孰れも所謂現金項目(Cash article)に屬し、其の收支は現金勘定を以て記帳せらる。又會計上に於て現金といふときは單に手許に保管する現金のみならず、要求拂の條件を以てする銀行預金も亦之を現金と稱する場合少からず、通常現金出納帳と稱するは銀行預金の收支をも記載するものなり。

當座勘定及び小切手 商人は手許現金の全部若くは大部分を取引銀行に預入し必要に應じて隨時其の内より支拂を命ずるものにして之を當座勘定といふ、銀

第六號

小切手

山口 太郎殿

一金六百九拾圓也

右金額名指人又は此小切手持參人へ御仕拂可被成候也

大正十年七月二日

芳野 花 雄印

株式 日米銀行御中

行に當座勘定を有するものは特約を設けて隨時一定の金額を限り借越をなすことを得、即ち預金殘高を超えたる金額の支拂を命ずるときは其の預金超過額を當座勘定の借越と稱し、商人は之に對し約定の利息を支拂ふものなり。當座預金拂戻の請求及び借越の請求は小切手を以て行ふを原則とす、小切手(Cheque)は當座取引先が銀行に宛て請求次第記載金額を拂渡すべき旨を命じたる證券にして其の形式上掲の如し。

第二節 現金出納帳

一桁現金出納帳 現金出納帳(Cash Book)には三種の形式あり、一桁現金出納帳二

桁現金出納帳及び三桁現金出納帳之れなり、一桁現金出納帳とは借方貸方とも各一箇の金額欄を設くるものにして、銀行と取引なき場合又は現金の全部を銀行に預入する場合に適當す、上巻に示したるは前者の場合に於ける一桁現金出納帳の記帳法なり。

二桁現金出納帳 二桁現金出納帳は借方貸方とも現金銀行の二箇の金額欄を設くるものにして、銀行預金の外手許に現金を保管する場合に適當する様式なり此の帳簿に就いて注意すべき點二あり、一は銀行に現金を預入し又は銀行より現金を引出したる場合の記帳法にして、借方貸方の雙方に記入して共に不轉記標を付すべし、二は割引の場合にして例へば手形を銀行に割引したるときは借方に手形金の全額を以て記入し、貸方に割引料支拂の記入を爲すものとす。

120 借方				貸方 120					
大正...	摘要	元丁	現金	銀行	大正...	摘要	元丁	現金	銀行
6	前月繰越	100	500	6,500	6	甲商店	41		2,000
1	現金引出	10		1,000	5	現金引出	10		500
5	受取手形	19		3,000	19	利子及割引料	43		20
10	乙商店	44			19	利子及割引料	30		50
19					30	甲商店	41	400	
						聖月繰越		200	7,930
7	前月繰越		200	7,930				600	10,500
1									

元 帳									
借 方					貸 方				
甲 商 店 41									
5	現	金	現	2,000					
30	"	"	"	400					
受 取 手 形 42									
					10	現	金	現	1,000
								120	
利 子 及 割 引 料 43									
10	現	金	現	20					
19	"	"	"	50					
乙 商 店 44									
					19	現	金	現	3,000
								120	

三桁現金出納帳 二桁現金出納帳に割引料の一欄を増設したるものを三桁現金出納帳といふ。割引料欄を設けたるは手形割引の場合に於けるが如く、現金又は銀行預金と同時に割引料の收支を生ずる取引ありたるべき、其の割引料を逐一元帳に転記するの手續を避くる爲めなり、即ち手形を銀行に割引したるときは借方に於て受取手形の金額を割引料と銀行と二欄に分割記入し置き、元帳受取手形口座の貸方に二箇の金額を別々に転記し、月末に帳簿を締切りたるべき借方の割引料欄の合計を元帳利子及割引料口座の借方に、又貸方の合計を元帳口座の貸方に転記するなり。されば割引の取引多數に發生するときは三桁現金出納帳を使用するを便とす。

二桁及び三桁の現金出納帳を使用するときは受入れたる小切手は其の日の中に全部銀行に預入するものとして、初めより之を借方の銀行欄に記入するなり。次掲の出納帳は前掲二桁現金出納帳と同一の取引を記入したるものにして、元帳口座は前掲の場合と異なるもののみを示す。

大正十一年		借方		貸方	
6	前月繰越	100	6,500	2,000	500
1	現金引出	500	980	400	200
5	受取手形 乙商店		2,950	200	7,930
10	利息及割引料		10,300	600	10,430
19	前月繰越	200	7,930		
30	前月繰越				
7					
大正十一年		借方		貸方	
6	甲商店 現金引出			2,000	500
5	甲商店 現金引出			400	200
30	前月繰越			200	7,930
7				600	10,430

元帳		借方		貸方	
受取手形		42		42	
120	現金	20			
10	割引料	980			
6	前月繰越				
利息及割引料		43		43	
120	現金	70			
30	諸口				
6	前月繰越				
乙商店		44		44	
120	現金	50			
19	割引料	2,950			
6	前月繰越				

第六章 現金出納帳及び小口現金出納帳

第三節 小口現金出納帳

小口現金 營業上の支拂に必しも現金を以てすることを要せざる場合に於て收入したる現金は凡て銀行に預入し、支拂には凡て小切手を使用するは現時最も進歩したる制度なり、乍併斯かる制度の下にありても郵税、文房具費等の雜費に對する支拂は、必ずや現金を以てすることを要す、故に是等小口の支拂は之を出納係以外の係員に擔任記帳せしむるものとす、出納係に於ては其の總額に對し小切手を振出して其の係員に交付するなり、斯くの如く小口の支拂に充つる爲めに特に準備せられたる現金を小拂資金又は小口現金(Petty Cash)と稱す。

定額前渡法 小口現金取扱の最良法と認めらるゝものは定額前渡法(Imprest System)なり、即ち毎月若くは毎期の雜費支拂豫定額を出納係より小切手を以て小口現金の係に交付し、月末又は期末に實際支拂額を報告せしめ、之と同額の補給を爲し、以て前回と同額の現金を準備せしむるものなり。

小口現金出納帳 小口現金出納帳(Petty Cash Book)は通常多桁式となし、各支拂金

額を費目別に分類して再記するなり、次掲は其の一例にして、出納係より受入れたる小切手金額は借方に記入せられ、支拂高は貸方に記入せらる。

元帳轉記法 小口現金出納帳は定期に之を締切り貸方費目欄の各合計を元帳當該口座の借方に轉記するなり。而して小口現金出納帳は現金出納帳と等しく元帳の一部として小口現金勘定の口座に代用せらる、即ち試算表を作成するごとく此の帳簿の残高を試算表に轉載するなり。従て現金出納帳よりは小口現金に關する何等の轉記をも行はず。

應用問題

問題一 次の取引を仕入帳・賣上帳・受取手形記入帳・支拂手形記入帳及び現金出納帳に記入し且つ元帳に轉記すべし。

- 一 六月一日前月繰越高次の通り
 - 一 現金 五百六十圓
 - 一 銀行當座預金 殘高 一萬八千二百圓
- 二 同日甲商店より買入る
 - 一 甲品 五千六百圓
- 三 三日乙商會へ賣渡す
 - 一 甲品 三千七百圓
- 四 四日右乙商會賣掛金に對し同店宛爲替手形を振出し引受を求む期日本月三十日
- 五 五日右乙商會引受手形を取引銀行にて割引す割引日歩三錢
- 六 同日甲商店より買入る

- 一 甲品 四千九百六十圓
- 七 同月九日乙商會に賣渡す
 - 一 甲品 五百七十二圓

代金は小切手にて受取り直に取引銀行に預入る

- 八 十日本月九日付甲商店振出當店宛爲替手形第五〇號本月二十九日満期金額五千六百圓の呈示を受け支拂の引受を爲し日月銀行を支拂場所として指定す

- 九 二十日乙商會に賣渡す
 - 一 甲品 四千二百圓
- 一〇 二十三日丙商店より買入る
 - 一 丙品 一萬二千三百圓
- 一一 二十九日本月十日當店引受甲商店爲替手形第五〇號取引銀行を経て支拂濟に付き小切手第一號を差入る
- 一二 同日小切手第二號を以て銀行より現金百五十圓を引出す

- 一三 三十日使用人給料五十圓を現金にて支拂ふ
- 一四 同日甲商店に對する本月五日の買掛金小切手第三號にて支拂ふ

△本日現金残高 六百六十圓

問題二 次の取引を現金出納帳及び小口現金出納帳に記入し且つ元帳に轉記すべし。

- 一 六月一日小口現金として二百圓小切手第八號にて引渡を受く
- 二 同日郵便切手及び葉書代五圓を支拂ふ
- 三 三日甲某旅費乙地迄往復金二十圓を支拂ふ
- 四 十日電燈及び瓦斯料金三十圓を支拂ふ
- 五 十五日廣告用印刷物代二十五圓を支拂ふ
- 六 同日諸文具代九圓六十錢を支拂ふ
- 七 二十三日何某車代一圓六十錢を支拂ふ
- 八 同月二十八日甲地宛電報料金十三圓五十錢を支拂ふ
- 九 同日木炭代二十一圓二十錢を支拂ふ

△六月三十日小口現金手許残高 七十四圓十錢

△同日小口現金支拂總額を現金出納係に報告し同額の補給を受く

第七章 仕 譯 帳

仕譯帳の記載事項 固有の仕譯帳(Journal)に記載せらるべき事項は次の四種な

仕 譯 帳		借方	貸方
11月	1	諸口	諸口
		營業用建物	12,000
		營業用什器	700
		現金	300
		日新銀行	3,000
		借入金	6,000
		何某資本金	10,000
		開業當時ノ資産負債及ビ 資本金勘定ノ仕譯	
			16,000
			16,000

- 一 適當の原記簿なき取引
 - 二 開始記入
 - 三 整理記入
 - 四 締切記入
- 適當の原記簿なき取引 例へば手形取引少なき爲め手形の記入帳を設けざる時は、受取手形及び支拂手形を生じたる取引は之を仕譯帳に記載せざるべからざるが如き之なり。
- 開始記入 開始記入(Opening Entry)

とは營業を開始する場合に於ける店主投資額の状態を示す仕譯を指す元帳開始の記入の意味なり。

開始記入は借方に現金及び銀行勘定を含むを普通とす、即ち投資せられたる現金は他の資産負債と共に一箇の仕譯として仕譯帳に記入せられ、更に之より現金出納帳に轉記せらる。

整理記入及び締切記入 整理記入とは決算の際に損益を計算する爲めに要する元帳整理の記入を指し締切記入とは諸口座尻の振替及び締切の爲めに要する記入を指す。整理記入及び締切記入は仕譯帳を経由するを會計上の通則とし、元帳内に於て直接に記入するは變則と認めらる。

應用問題

問題一 帳簿開始の時に於ける資産負債次の如しとして仕譯帳に開始記入を行ひ且つ元帳に轉記すべし。

資産

一 營業用什器 九十點

九百五十圓

一	棚卸商品	棚卸表の通り	二萬六千五百圓
一	受取手形	三通	三千圓
一	甲田商店	賣掛金	一千四百圓
一	現金	手許有高	八百二十圓
一	東亞銀行	當座預金	五千三百圓

負債

一	乙田商店	買掛金	四千二百圓
一	丙田商店	同右	九百八十圓
一	支拂手形	四通	三千七百圓

問題二 營業用地所の一部を隣接の建物と交換す、右地所の帳簿上の價額は九千圓なり。

問題三 去る一日手数料として甲氏に支拂ひたる三百圓は旅費の間違なりし旨明かとなりたり、依て元帳訂正の仕譯を行ふ。

第八章 元帳

勘定口座の形式 勘定口座の様式には種々あり、其の主なるもの次の如し。

- 一 標準様式 借方貸方を中央より左右に二分し、雙方に日付摘要・丁数及び金額の四欄を設くるものは商業會計に於ける標準的元帳(Standard Ledger)として最も普通に採用せらる。
- 二 多桁式 標準様式に依る場合に於ても特殊の口座に就きては金額欄を分割することあり、例へば外國取引先の口座に於て邦貨と外國貨幣との二欄を設くるが如き之れなり。
- 三 殘高式 借方貸方の外更に殘高を記載すべき欄を付設するものにして、我國銀行會計に於て採用せらる、之を殘高式元帳(Balance Ledger)とす。此の様式の長所は何時にても各口座の差引殘高を明かにすることを得るにあり、銀行に於て此の式を採用するは毎日試算表を作成するが故にして、我國に於ては商業會計にも此の例に依るものあるも實用上却て不便なり。

(標準様式の一) 借方口座名 貸方

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(標準様式之二) 口座名

日付	摘要	丁数	借方	貸方	丁数	摘要	日付

(残高式) 口座名

入	止年	摘要	丁数	借方	貸方	借入貸	残高

(多桁式の一列) 口座名

大正年	摘要	丁数	外国貨幣	邦貨	大正年	摘要	丁数	外国貨幣	邦貨

摘要欄の記載

元帳は營業財政の状態を示すを目的とするが故に、各口座の摘要欄には其の金額の由來を明かにするを以て足る、即ち例へば仕入勘定の如く別に内譯簿の存在する口座の記入は極めて簡單とし、決算の爲めに行ふ振替の記入は其の振替先を明かにするなり。乍併人名口座は之を以て取引先との賣買代金及び其の受拂の状態を明かにするものなるが故に、掛貸借の支拂期限が區々なる場合には各別に期限若くは満期日を記載するを要す。

決算前の締切 勘定口座の締切は決算のときに始めて行ふを通則とす、然れども決算前に借方貸方平均したるときは其の際直に締切をなすを便利とす、而して決算前に締切をなし得る勘定は人名勘定を其の主なるものとし、受取手形及び支拂手形勘定にも亦斯かる場合を生ずることあり、後章に説明すべき委託販賣及び受託販賣勘定も亦此の部類に屬す。

決算の記入 舊式簿記法にありては決算の記入に赤インキを使用する習慣あり、即ち例へば手数料勘定貸方残高を損益勘定貸方に振替ふるるとき、前者の口座の借方記入を朱記し、後者の口座の貸方記入を黒記するといふが如く、決算の爲めに

する反対記入を朱記するなり、蓋し其の理由とする所は實在の金額に非ずして帳簿整理の爲めにする記入なることを示すものならんも、實益なき手數として今や行はれず。

勘定口座の大別 元帳に於ける勘定口座は其の數幾十幾百の多きに達することあるも之を其の會計上の性質に依りて概括するときは次の三種と爲すことを得べし。

- 一 對人勘定(Personal Accounts)
- 二 對物勘定(Real Accounts)
- 三 名目勘定又は假設勘定(Nominal or Fictitious Accounts)

對人勘定は掛貸借たると手形上の貸借たると其の他の貸借たるとを問はず、凡て債權債務の關係を示す勘定を總稱し。對物勘定とは土地、建物、什器の如き動産、不動産はいふ迄もなく、特許權の如き所謂無形資産(Intangible Assets)も亦之を含むものとす。名目勘定又は假設勘定は損益の原因を示す勘定を指す、之を名目勘定又は假設勘定といふは前二者の如く實在の物件を表示せざるが故なり。店主の勘

定は形式上より見て之を對人勘定と爲すものと、實質上より見て假設勘定と爲すものとあり。

勘定口座の設定法 勘定科目分類の方法は各會計の状態に依りて決すべきものにして一概にいふこと能はざるも、成るべく精細に分類するを以て大體の方針とするなり、蓋し元帳は之に依りて資産負債及び損益の狀況を明かならしむるものなるが故に、他の記録を参照することなく元帳のみを以て相當精密に損益の由來を示し、且つ資産負債の内容を知り得ることを必要とするが故なり。

勘定口座分類表 今商業簿記に於て普通に發生する勘定口座を對人勘定、對物勘定及び假設勘定の三大部類に分ちて表示すれば次の如し。

仕入先の勘定	得意先の勘定	支拂手形
對人勘定に 受取手形	借入金	貸付金
屬するもの 預り金	預ヶ金	
店主引出金	店主資本金	
(營業用地所)	營業用建物	營業用什器

對物勘定に	現金	小口現金	當座預金
屬するもの	振替貯金	未着品	
	棚卸商品		
假設勘定に	仕入勘定	賣上勘定	戻シ品
	戻リ品	運賃	保管料(倉敷料)
	保険料	手数料	廣告料
	給料	旅費	税金
屬するもの	郵便電信費	帳簿印刷物文具	薪炭消耗品費
	修繕費	雑費	

店主引出金 右の内店主引出金勘定(Drawings a/c)は店主が私用の爲めに營業會計より現金を引出したるとき、其の金額を整理する口座にして、引出高は店主に對する融通金として此の口座に借記するなり、而して決算のとき其の帳尻を店主資本金の口座に振替ふるものとす。

振替貯金 振替貯金に加入せる場合に於ては振替貯金勘定を設くるの必要あり

り、此の口座は銀行預金と等しく振替貯金の預入を以て借記し拂出を以て貸記するものとす、而して現金出納帳の借方及び貸方に各一箇の金額欄を増設して振替貯金の記入に充つるときは元帳内に此の口座を開くことを要せざるなり。

未着品 遠隔の地より商品の仕入を爲したる場合に送状及び船荷證券は既に到着したるにも拘はらず現品が未だ到着せざるときは、未着品勘定(Goods to Arrive Co.)として仕入の記帳を行ふなり、即ち仕譯帳に於て

借方	未着品	貸方	仕入先の勘定
の仕譯を爲し、後に未着品の到着したるとき			
借方	仕入勘定	貸方	未着品
の仕譯を爲して仕入勘定に振替ふべく、若し又未着の儘にて轉賣したるときは			
借方	得意先の勘定	貸方	未着品
の仕譯を爲すなり、從て此の場合には未着品勘定に於て損益を生ずるものとす。			

第九章 試算表

試算表の種類 試算表(Trial Balance)の形式には残高試算表・合計試算表及び合計残高試算表の三種あり、残高試算表は各口座の残高のみを記載するものにして、上巻に示したるは即ち此の形式に依るものなり。合計試算表は各口座の借方合計及び貸方合計を記載し、合計残高試算表は合計と残高とを一表に記載したるものなり。

合計試算表の不便及び不要 現今の會計に於ては現金及び銀行預金の如きは元帳内部に口座を有せず、現金出納帳に於て毎月残高を繰越し行くが故に、試算表を作成する爲めに其の借方合計及び貸方合計を計算するが如きは著しき手数を要す、又元帳内部に於ても決算期を待たずして締切を爲したる口座あるが故に合計試算表を作成するにせよ、締切前の金額を計算するの煩勞を生ずべし。

合計試算表は單に不便なるのみならず其の必要甚だ少なし、蓋し合計試算表の價值は之に依りて總取引高を明かにするにあるも、現今の如く勘定科目の分類を

精細にするときは人名勘定其他之に類する特殊の口座を除きて普通の勘定は借方又は貸方の一方にのみ記入を生ずること普通にして、從て残高試算表と合計試算表とは大なる相違なし、故に現今の商業會計に於ては合計試算表の必要を認めざるなり。

試算表の検査的効用 試算表の効用として最も重要なものは元帳轉記の正確なりや否やを検査することにして、試算表といふ名稱は之が爲めに付したるものなり。試算表の検査的効用は元帳の記入に就いて存するのみにして、原記簿に及ぶものに非ず、即ち原記簿の記入を正確として元帳の記入は借方貸方必ず一致せざるべからずとなすものなり。

試算表に依る元帳の検査は單に貸借金額の符合するや否やに依るものなるが故に、數學的正確を證明するものといふべく、從て金額以外の記入及び借方貸方の平均を破らざる錯誤は試算表に依りて遂に之を發見すること能はざるなり、而して借方貸方の平均を破らざる錯誤は次の三の場合なり。

- 一 甲勘定に轉記すべき金額を乙勘定の同一の側に轉記したる場合

- 二 甲勘定に誤記を生じたるも同時に乙勘定の反対の側に等額の誤記を生じたる場合
- 三 仕譯帳より轉記するとき借方貸方雙方とも轉記を脱漏したる場合
誤謬検査法 試算表の貸借が符合せざるときは差額の大小に拘はらず、必ず其の原因を検査せざるべからず、試算表の貸借が一致せざる時に取るべき手續は次の如し。
 - 一 先づ試算表の各勘定に對する金額記入の状態を一見して、資産の勘定に貸方残高の記載せられ負債の勘定に借方残高の記載せられたるが如きものなきやを調査し、之を發見したるときは元帳の口座に遡りて検査すべし。
 - 二 第二に元帳に就きて最初の口座より順次残高を計算し試算表面の金額に誤算なきやを検査すべし。試算表作成前に既に締切となりたる口座に就きては果して貸借平均せりやを調査すべし。
 - 三 元帳轉記に就きて比較的多く發生する誤謬は借方と貸方と其の位置を誤まりて轉記するものなり、其の結果借方と貸方とは右金額の二倍の差を生ずることゝなる、是に於てか試算表の差額が偶數なる場合には之を二分したる金額が貸借其の位置を誤りて轉記せられたるものなるべしと推定し右金額に合致すべき金額を調査する方法あり、乍併試算表の差額は種々の原因の綜合したる結果なること多きが故に右の検査法は絶對的有効のものには非ず。

- 四 以上の諸法に依りて尙ほ誤謬の出處を發見すること能はざるときは、次に原記簿に遡りて轉記漏の有無を調査すべし、即ち仕入帳賣上帳等の元帳丁數欄を逐一點檢するにあり、殊に合計金額の部分を注意すべし。
- 五 尙ほ其の目的を達せざる時は最後の手段として原記簿の金額と元帳の金額とを逐一對照すべし、乍併斯の如きは著しき手數を要するが故に短時間に行ふこと能はざる場合多し。

應用問題

問題一 六月三十日に於ける元帳各口座の借方貸方各合計及び現金出納帳並に小口現金出納帳の残高次の如しとして試算表を作成すべし。

借方

貸方

店主資本金	一千五百圓	七千圓
營業用什器	三千一百圓	
棚卸商品	一萬圓	
仕入勘定		一萬〇八百三十二圓
賣上勘定		八千圓
支拂手形	二千六百四十圓	五千一百圓
岡島商店		二千圓
佐伯屋	三千四百八十五圓	一千圓
鈴木商店	二千一百五十圓	
谷本商店	四千二百圓	
運賃	二百圓	
給料	五十圓	
雜費	一百〇七圓	

△現金出納帳殘高 現金 四百五十圓

銀行預金 六千圓

△小口現金出納帳殘高 五十圓

第十章 賣買勘定

商品棚卸法 決算期には先づ商品に係る賣買損益を計算することを要し、之が爲めには賣残り商品の實數を調査して之を評價せざるべからず、此の手續を商品の棚卸し(Stock Taking)と稱す。評價の方法は原價即ち仕入値段に依るを本則とし、時價即ち現在の卸相場が原價よりも低きときは時價に依るなり、之れ所謂豫想利益を計上せざるの趣旨に基く。

賣買勘定 商品販賣損益を計算する爲めに賣買勘定(Trading a/c)と稱する總括口座を設け、關係口座の帳尻を振替へ來ることは上巻に於て既に説明したる所なり。

賣買勘定に振替へらるべき勘定は棚卸商品仕入勘定、賣上勘定、戻シ品及び戻リ品の五にして、其の仕譯法に就いては特に説明すべきものなしと雖も、戻シ品及び戻リ品の元帳轉記に就いては注意を要するものあり。即ち戻リ品は賣上高の減少を示すものなるが故に、賣買勘定に於ては之を賣上高より控除することを要す

之が爲めに賣上勘定を賣買勘定貸方に轉記するとき其の金額を摘要欄に記載し置き、次に戻リ品勘定を等しく貸方に轉記し、金額は摘要欄に記載して賣上金額より控除し、其の差額を金額欄に記載するなり。同様に仕入勘定を賣買勘定に轉記するときは金額を摘要欄に記載し置き、次に戻シ品勘定を其の下に轉記して差額を金額欄に記載するものとす。今前期より繰越されたる棚卸商品あり且つ戻シ品及び戻リ品ある場合に賣買勘定の作成に必要な仕譯及び轉記の一例を示せば次の如し。

借方		仕入勘定		貸方		11
10/...		560,000-		10/12/31 賣買勘定へ	15	560,000-

借方		戻シ品		貸方		12
10/12/31	賣買勘定へ	15	5,000-	10/...		5,000-

借方		賣上勘定		貸方		13
10/12/31	賣買勘定へ	15	500,000-	10/...		500,000-

借方		戻リ品		貸方		14
10/...		2,000-		10/12/31 賣買勘定へ	15	2,000-

仕 簿 帳 借方 貸方 15.

10/12/31	賣買勘定	諸口	20	632,000-		
		棚卸商品 (十年七月一日)	10		120,000-	
		仕入勘定	11		560,000-	
		戻リ品	14		2,000-	
		諸勘定残高ノ振替				
"	諸口	賣買勘定	20		705,000-	
	棚卸商品 (十年十二月三十一日)		10	200,000-		
	戻シ品		12	5,000-		
	賣上勘定		13	500,000-		
		諸勘定残高ノ振替				
"	賣買勘定		20	23,000-		
		損益勘定	21		23,000-	
		商品賣買益金ノ振替				

借方 棚卸商品 貸方 10

10/7/1	前期繰越	...	120,000-	10/12/31 賣買勘定へ	15	120,000-
11/1/1	前期繰越	15	200,000-			

第十一章 損益勘定

第一節 整理事項

整理記入と締切記入 決算の爲めに行ふ元帳記入には整理記入(Adjusting entry)と締切記入(Closing entry)との二種あり、整理記入とは決算手續として元帳の記入を訂正し若くは追加するものをいふ、即ち元帳の記入を變更するものなり。締切記入とは之に反して既に存する金額を甲の口座より乙の口座に振替ふるものをいふ、前章に説明したる元帳決算記入の内期末商品棚卸高の記入は整理記入に屬し、其の他の記入は締切記入に屬す。

整理事項 損益計算を正確に行ふが爲には整理の記入を必要とす、決算整理事項(Adjustments)の内商品棚卸の記入は前章に述べたるが故に、本章に於ては其の他の事項に就きて説明すべし、其の主なるもの次の如し。

一 減價償却

二 貸倒金

三 貸倒準備金

四 繰延費用

五 未拂費用

第二節 減價償却及び減價償却準備金

減價償却 減價償却(Depreciation)とは建物什器の如く漸次消耗して遂に無価値となるべき資産に就きて、其の原價の一部分を毎決算期に資産の金額より減少して其の期の費用となすことを云ふ。毎期の償却金額の決定法は資産の原價の幾分の一とすることあり、或は現在價額に對する幾割幾分とすることあり、前者を定額法といひ後者を定率法といふ。

減價償却の記帳 減價償却の記帳法に三種あり、一は

借方 減價償却金(又は損益勘定) 貸方 資産の勘定

の仕譯帳記入を爲し、二は

借方 減價償却金(又は損益勘定) 貸方 減價償却準備金又は積立金の仕譯帳記入を爲すものなり。

減價償却準備金(積立金) 準備金の勘定を設けるときは資産の勘定は償却を終るまで原價を以て表はされ、其の償却累計は準備金額として表はさる。故に準備金勘定は資産の勘定より控除すべき金額を示すものにして、利益金の蓄積を意味するものに非ず。従て貸借対照表を作成するときは資産の金額より準備金額を控除したるものを以て當該資産の現在價額として表示するを適當とす。

仕 譯 帳 借方 貸方 12

10/6	30	損益勘定	25	2,000	
		營業用什器	5		2,000
		什器勘定残高ニ對シ一割ヲ償却ス			

元 帳

借方 營業用什器 貸方 5

10/1	1	前期繰越	20,000	10/6	30	損益勘定へ振替 (減價償却)	仕 12	2,000
						後期繰越	レ	18,000
			20,000					20,000
10/7	1	前期繰越	18,000					

借方 損益勘定 貸方 25

10/6	30	營業用什器 (減價償却)	仕 12	2,000	
------	----	-----------------	---------	-------	--

借方 貸借対照表 貸方

		營業用什器	18,000		
--	--	-------	--------	--	--

第十一章 損益勘定

八一

		借方		貸方 12.	
10/6	30	損益勘定	25	1,000-	
		減償償却準備金	7		1,000-
		營業用建物 = 付キ原價ノ五分ヲ償却ス			

		借方		貸方 5	
10/1	10	現金	現: 20,000-		

		借方		貸方 7	
				10/6 30	損益勘定ヨリ振替
				仕12	1,000-

		借方		貸方 25	
10/6	30	減償償却準備金	仕12	1,000-	

		借方		貸方	
		營業用建物			
		原價	20,000-		
		減償償却準備金	1,000-	19,000-	

第三節 貸倒金及び貸倒準備金

貸倒金 賣掛金其の他の債權に就き債務者が支拂不能に陥りたるときは其の債權は到底取立て得べき見込なきものとして之を損失と爲さるべからず此の損失を貸倒金(Bad Debt)といひ決算の場合に貸倒金の調査をなし之あるときは

借方 貸倒金(又は損益勘定) 貸方 得意先の勘定

の仕譯帳記入を行ふなり。

貸倒準備金 凡そ債權は會計上の見地よりして善良なるもの(Doubtful)不良なるもの(Bad)及び疑はしきもの(Doubtful)の三種に分類することを得前項に述べたる貸倒金は其の不良なるものなり然るに實際には全額を取立て得るや否や疑はしきもの屢發生し結局幾許かの貸倒を生ずること經驗の示す所なり是に於てか損益計算を正確に行ふには期末の債權總額より既に生じたる貸倒を控除したる殘額に對し適當の歩合を乗じて貸倒豫想額とし之を其の期の損失とするなり。

貸倒準備金額を決定したるときは

元 帳

借方		貸倒金		貸方		30
10/12/31	甲商店	仕10	500	10/12/31	損益勘定へ振替	仕10 1,100
"	乙商店	"	600			
			1,100			1,100

借方		貸倒準備金		貸方		31
				10/12/31	損益勘定ヨリ振替 (貸倒金 ¥15,000 ニ對スル五分)	仕10 750

借方		損益勘定		貸方		35
10/12/31	貸倒金	仕10	1,100			
"	貸倒準備金	"	750			

仕 譯 帳

		借方		貸方		10
10/12/31	貸倒金	請口	30	1,100		
		甲商店	...		500	
		乙商店	...		600	
	右賣掛金取立不能ニ付キ貸倒金ニシテ ヲ銷却ス					
"	損益勘定		35	1,100		
		貸倒金	30		1,100	
	貸倒金ヲ損益勘定ニ振替フ					
"	損益勘定		35	750		
		貸倒準備金	31		750	
	期末賣掛金總額 ¥15,000ニ對スル 五分ノ貸倒準備金ヲ計上ス					

借方 損益勘定
貸方 貸倒準備金
の仕譯帳記入を行ふ故に貸倒準備金(Reserve for Bad and Doubtful Debts)は減價償却準備金と等しく資産の勘定より控除せらるべきを示すものにして利益金の積立を意味するものに非ず。

第四節 繰延費用及び未拂費用

繰延費用 建物に火災保険を付して例へば一箇年分一千圓の保険料を前拂し其の後三箇月を経て決算するにせよ、保険料の全額を当期の費用とするは正確なる計算といふべからず、故に其の四分の一を当期の費用とし、残額は資産として後期に繰越し行くなり、斯の如く既に支拂ひたる費用の内効力が將來に亘るものとして当期の損益計算より除外せらるゝものを未経過費用又は繰延費用 (Deferred Charges or Expenses) とすなり。

繰延費用を計算したるときは

借方 費用(繰延) 貸方 費用

の仕譯帳記入を行ひ、之を元帳に轉記するときは先づ貸方金額を轉記し、次に残高の振替及び締切の記入に要すべき行數を準備して借方の轉記を行ふなり、而して借方に繰越されたる金額は貸借對照表を作成するときは未経過費用、繰延費用等適當の名稱を付して資産の側に記載するなり。

舊式簿記法にありては繰延費用を當該費用の口座にて繰越すことなく別に未経過保険料といふが如き獨立の口座を設け、或は未決算勘定を設けて其の借方に振替へ、次期に入りて逆に是等の口座より費用の口座へ振戻す記入を行ひたるも斯の如きは無用の手數として今や行はれず。

未拂費用 当期の負擔に屬すべき費用にして未だ支拂期限に達せざるものあるときは、決算の際に其の金額を計算して之が整理の記入をなすことを要す、既に支拂期限を経過したるにも拘らず、未だ支拂を終らざりしものあるときも亦同じ是等を未拂費用或は堆積費用 (Accrued Expenses) と稱す。

未拂費用あるときは先づ其の金額を計算して

借方 費用 貸方 費用(未拂)

の仕譯帳記入をなす。元帳轉記は先づ借方より行ひ、締切手續に必要なるべき行數を準備して其の次に貸方の轉記を行ふ、而して其の貸方残高は貸借對照表を作成するときは負債の部に未拂費用として記載するなり。

舊式の簿記法に於ては未拂金の繰越を當該費用の口座にて行ふことなく、之が

爲めに未拂金或は未決算といふが如き特別の口座を設け其の貸方残高として繰越を爲したるものなり其の結果次期に入りて費用の支拂を爲したるときは之を未拂金若くは未決算勘定に依る支拂として記帳するか然らずんば其の期の初に未拂金を費用の勘定に振替へ置き支拂をなしたるとき當該費用の支拂として記帳せざるべからず孰れにするも手数を要す然るに未経過分を初より費用の口座にて繰越し置くときは特別の手数を用ひずして次期の支拂は費用の勘定を以てすることを得べし。

仕 譯 帳		借方	貸方	15
10/12/31	保 險 料(繰延)	28	600-	
	保 險 料	28		600-
	¥2,400-ノ中(三ヶ月分)繰延			
"	損 益 勘 定	35	1,800-	
	保 險 料	28		1,800-

元 帳		保 險 料		借方	貸方	28		
10/4	1	現 金	現	2,400	10/12/31	繰 延	仕	600-
						損益勘定振替	"	1,800-
				2,400-				2,400-
11/1	1	繰 延	15	600-				

借 方		損 益 勘 定		貸 方	35
10/12/31	保 險 料	仕	1,800-		

借 方		貸 借 對 照 表		貸 方
未経過保険料	600-			

仕 譯 帳

		借方	貸方	16-
10/12/31	廣 告 料	29	250-	
	廣告料(未拂)	29		250-
	當期ノ負擔=屬スル廣告料未拂額			
	損益勘定	34	1,750-	
	廣 告 料	29		1,750-

元 帳

借 方 廣 告 料 貸 方 29

		借方	貸方
10/...	1,500	10/12/31 損益勘定=振替 仕 16 1,750
10/12/31	未 拂 仕 16	250	
		1,750	1,750
			11/ 1 1 未 拂 16 250

借 方 損 益 勘 定 貸 方 34

		借方	貸方
10/12/31	廣 告 料 仕 16	1,750	

借 方 貸 借 對 照 表 貸 方

		借方	貸方
	未 拂 金		250-

應用問題

問題一 元帳損益諸勘定の期末残高及び決算整理事項次の如しとして決算に必要な仕譯及び元帳記入を行ふべし。

- 一 營業用什器 六千圓
- 一 仕入勘定 五萬圓
- 一 賣上勘定 九萬圓
- 一 戻リ品 二千圓
- 一 棚卸商品 一萬五千圓
- 一 運賃 三百圓
- 一 廣告費 三千五百圓
- 一 利息及割引料(借方) 四百圓
- 一 税金 七百圓
- 一 給料 六百圓
- 一 雜費 四百圓

整理事項

- 一 期末商品棚卸高 六千七百圓
- 一 什器減價償却 什器勘定尻の一割
- 一 廣告費中繰延 二百圓
- 一 未拂税金 二百五十圓

問題二 元帳賣掛金勘定の残高及び整理事項次の如し。決算に必要な仕譯及び元帳記入を行ふべし。

- 一 甲商店 二千三百圓
- 一 乙商店 四千五百圓
- 一 丙商店 六千圓
- 一 丁商店 八百圓
- 一 戊商店 一千二百圓
- 一 己商店 九百圓

整理事項

- 一 貸倒金 丁商店賣掛金全額
- 一 貸倒準備金 期末賣掛金の五分

第十二章 貸借対照表財産目録及び 損益計算書

貸借対照表の性質 貸借対照表(Balance Sheet)は決算當日現在の資産負債及び資本金額を適當の勘定科目に依りて表示するものなり、故に損益勘定(Profit and Loss P/L)の如く一定期間の總取引額を示すものに非ず。

貸借対照表といふ名稱は該表面に於て借方合計と貸方合計とが相等しきより付したるものなり、然るに借方貸方の平均は試算表に於ても同様なり、故に往々試算表をも貸借対照表と稱するものあり、乍併試算表は元帳總口座の残高を記載するに反し、貸借対照表は締切記入を終りたる後に存する残高のみを示すものなり

貸借対照表の作成 貸借対照表は締切後の元帳より前期繰越の勘定と其の繰越額とを轉載し、且つ試算表より現金出納帳及び小口現金出納帳の残高を轉載するものにして、其の手續の一斑は上巻に於て説明したる所なり。貸借対照表を作

成するに當りて特に注意を要する點一あり、曰く元帳面の口座名は必ずしも其の儘貸借対照表面の勘定名となすべからざることを、之れ元帳と貸借対照表とが目的の異なる結果にして、例へば元帳面に於ける人名口座の残高を仕入先若くは買掛金及び得意先若くは賣掛金の二科目に集合するが如き、費用の勘定に於ける借方残高(繰延費用)を繰延費用若くは未經過費用の勘定を以て現はすが如き之なり。

資産負債の位置及び題記 貸借対照表に記入するとき資産を左方とし負債を右方とするは世界的習慣なり、之れ複式簿記の通則に従ふものにして、又元帳より残高を轉載するにも手数を要せざるなり、然るに別に之と反對に負債を左方に置き資産を右方に置く方法あり、而して其の理由として通常説明せらるゝ所に依れば、貸借対照表なるものは營業と其の相手方との關係を示すものにして、換言すれば營業を主格として貸借を定め、其の借方即ち左方には營業が借方となりたる其の相手科目即ち負債を掲げ、其の貸方には營業が貸方となりたる其の相手科目即ち資産を掲ぐべきものなりといふにあり。

貸借対照表の兩側に付する題記には借方貸方の文字を使用するものと資産負債の文字を使用するものとあり、借方貸方の文字を使用するものは貸借対照表は單に元帳の帳尻を示すのみにして、普通の資産負債に限るものに非ず、繰延費用未拂費用及び資本金の如き特殊の項目をも含むが故に簿記上の術語として認められたる借方及び貸方の文字を用ふるが却て誤解を生ぜざるものとなすにあり、乍併實際上に於ては資産負債の文字を用ふるもの多し。

勘定科目排列の順序 貸借対照表を作成するときは容易に營業財政の狀況を捕捉し得るよう勘定科目排列の順序に就きて注意を拂はざるべからず、其の順序には二種の主義あり、一は資産の永續的固定的のものを先とし現金を最後とし、換價の難易に依りて排列し、負債も亦之に準じて永續的固定的の負債を先とし順次短期の負債に及ぼすなり。一は之と反對に換價の容易なる資産及び最短期の負債を先とするものなり。

商法上の貸借対照表 貸借対照表は會計上重要な書類なると同時に法律上商人の定期に必ず作成せざるべからざる義務あるものなり、然るに商法の規定に依

る貸借対照表は單に商人の營業會計に屬する資産負債のみを表示するを以て満足するものに非ず、營業以外の資産負債も亦之を含み商人の全財産に關する摘要書たるべきものなり。

財産目録 日本商法には貸借対照表の外財産目録作成の義務を規定せり、其の條文次の如し。

商法第二十六條 動産・不動産・債權・債務其他ノ財産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財産目録ニハ動産・不動産・債權其他ノ財産ニ價額ヲ付シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス其價額ハ財産目録調製ノ時ニ於ケル價額ニ超ユルコトヲ得ス
財産目録は商人に屬する財産の内容を明かならしむるを目的とし、之に記載せらるべき項目の範圍は資産及び負債の全部に亘る、即ち貸借対照表の説明書に當る。

損益計算書 損益計算書又は損益表(Statement of Profits and Losses)は一期間の總損

益の由來を明かにする計算表にして、株式會社組織の營業にありては貸借對照表及び財産目録と共に決算報告書の一部として作成し、株主に之を交付するなり。損益計算書は賣買勘定及び損益勘定を轉載するものにして、必要と認めたるときは之を諒解に便なる形式に書き改むるのみ、故に個人營業にありて營業主が自ら元帳を披見することを得べき場合には別に損益計算書を作成する必要なし。

應用問題

問題一 十二月三十一日に於ける諸勘定尻及び整理事項次の如しとして貸借對照表を作成すべし。

- 一 店主資本金 二萬圓
- 一 營業用建物及什器 一萬八千三百圓
- 一 現金 一百九十圓五十錢
- 一 銀行勘定(借方) 六百七十九圓〇四錢
- 一 棚卸商品(七月一日) 二萬一千圓
- 一 仕入勘定 八萬二千三百圓

- 一 賣上勘定 二萬九千三百二十圓
 - 一 中村商店貸方 三萬四千五百圓
 - 一 野村工場(貸方) 三萬三千圓
 - 一 本所工場(借方) 八千〇二十圓
 - 一 澤崎商會(借方) 一千一百圓
 - 一 受取手形 三千圓
 - 一 星辰銀行(借入金) 一萬八千圓
 - 一 利息及割引料(借方) 二十四圓九十六錢
 - 一 保管料 十五圓六十錢
 - 一 運賃 八十九圓九十錢
 - 一 給料 五十五圓
 - 一 雜費 四十五圓
- 整理事項
- 一 商品棚卸高十二月三十一日) 七萬七千〇二十圓

一 減價償却 建物及什器勘定尻に對する一割

第十三章 實習第一

帳簿は實習第二に繼續して使用するものなり。

仕譯帳	現金出納帳
仕入帳	賣上帳
委託積送品記入帳	受取手形記入帳
支拂手形記入帳	元帳
試算表	貸借對照表

大正 年九月會計日誌

五日

- 一 店主………營業を開始するに付き左の通り元入す
- 一 營業用地所 一百坪 此見積價額 金一萬圓也
- 一 營業用建物 二棟 此見積價額 金七千五百圓也
- 一 營業用什器 十箇 此見積價額 金八百圓也

一 現金

金一千七百圓也

合計

金二萬圓也

○仕譯帳(開始記入)

○現金出納帳

二 大盛銀行と當座取引を開始し現金一千三百圓を預入る借越極度金二千圓也

○現金出納帳

三 建物に火災保險を付し保險料一ヶ年分金二十五圓を現金にて日新火災保險會社に支拂ふ(保險料)

○現金出納帳

四 宮下商店より左の通り買入る

一 印度棉 六萬斤 百斤三十七圓替 金二萬二千二百圓也

○仕入帳

五 金田商店より左の通り註文品到着す

一 大豆粕 五千枚 一圓八十錢替 金九千圓也

○仕入帳

六 木村紡 〇に左の通り賣渡す

一 印度棉 三萬斤 四十圓替 金一萬二千圓也

右代金に對し同店振出澤田商店引受本日付本月三十日満期の爲替手形第二八五號を受取る

○賣上帳 ○受取手形記入帳

○元帳轉記

二十三日

一 早川商店に左の通り賣渡す

一 大豆粕 一千五百枚 二圓替 金三千圓也

右代金に對し同店振出本日付十月三十日満期の約束手形丙第二八號を受取る

○賣上帳 ○受取手形記入帳

二 北洋水産會社より註文品鯨粕發送の旨並に代金全額に對し荷爲替取組の

旨通知あり

右荷付爲替手形北海銀行支店より呈示を受け引受を爲す金額四千六百圓手形番號西第八九〇號日付九月十三日期日九月三十日

○支拂手形記入帳

○元帳轉記

三十日

一 木村紡織所に左の通り賣渡す

一 印度棉 二萬四千斤 三十八圓替 金九千一百二十圓也

○賣上帳

二 受取手形第一號澤田商店引受木村紡織所振出爲替手形第二八五號(一萬二

千圓本日満期日なれども引受人支拂停止の爲め取立を爲すことを得ず

右不渡手形に付き公證人片山喜介に依頼して支拂拒絶證書を作成し手数料

金四圓を現金にて支拂ふ

木村紡織所に對して右手形金額及び手数料償還の請求を爲す

○仕譯帳 ○現金出納帳 ○受取手形記入帳(額未欄)

三 宮下商店より左の通り買入る

一 米棉 十一萬二千五百斤 六十圓替 金六萬七千五百圓也

○仕入帳

四 長谷川商店の注文に依り左の通り發送す

一 大豆粕 二千枚 二圓六十錢替 金五千二百圓也

右代金全額に對し爲替手形を作成し大盛銀行にて荷爲替を取組み當店手取金は當座勘定に振替を依頼す手形期日十月十五日割引日歩三錢割引料二十四圓九十六錢

○賣上帳 ○受取手形記入帳 ○現金出納帳

五 支拂手形第一號(北洋水産會社荷付爲替手形西第八九〇號四千六百圓本日

満期に付き小切手にて北海銀行支店に支拂ふ

右支拂と引換に手形及び船荷證券を受取り船荷證券は日本通運會社に託して左の通り商品の引取を爲さしむ

一 鯨粕 一萬貫 十貫 四圓六十錢替 金四千六百圓也

○現金出納帳 ○支拂手形記入帳(額末欄) ○仕入帳

六 木村紡織所より不渡手形に關する償還金一萬二千〇四圓を商工銀行宛小切手にて受取る

○現金出納帳(受入れたる小切手は銀行欄に記入すべし以下同じ)

七 金田商店買掛金九千圓支拂の爲め小切手を作成し大盛銀行に持參して爲替を取組み送金す

○現金出納帳

八 大盛銀行より金一萬八千圓の借入を爲し右金額は當座勘定に振替を依頼す期日十一月一日利率日歩三錢三厘

○現金出納帳

九 宮下商店に買掛金二萬二千二百圓小切手にて支拂ふ

○現金出納帳

一〇 商品に關する諸費用左の通り孰れも現金にて支拂ふ

一 保管料 金十五圓六十錢也

一 運賃 金七十六圓四十錢也

一 運送保険料 金十三圓五十錢也

○現金出納帳

一一 給料及び雜費左の通り現金にて支拂ふ

一 給料 金五十五圓也

一 雜費 金二十圓也

○現金出納帳

○元帳轉記

○現金出納帳締切及び繰越 本日現金殘高 金一百九十圓五拾錢

○仕入帳・賣上帳・受取手形記入帳・支拂手形記入帳の締切及び合計轉記

○試算表の作成

本日第一回決算を行ふ整理事項次の如し。

一 商品棚卸高

印度棉	六千斤	三十七圓替	二千二百二十圓也
米	十一萬二千五百斤	六十圓替	六万七千五百圓也
大豆粕	一千五百枚	一圓八十錢替	二千七百圓也
鯨粕	一萬貫	四圓六十錢替	四千六百圓也

合計 七万七千〇二十圓也

二 營業用建物及び什器の原價に對し一ヶ年一割二分の割合にて一ヶ月分の減價償却準備金を設く(準備金は建物什器減價償却準備金勘定を以て記帳すべし)

三 支拂保険料の内十一ヶ月分(二十三圓)繰延

賣買勘定及び損益勘定を作成し諸口座の締切及び繰越を爲して貸借對照表を作成すべし。

試算表

大正 年九月三十日

1

1	富賀増太郎(資本金)		20,000-
2	營業用地所	10,000-	
3	營業用建物	7,500-	
4	營業用什器	800-	
5	保險料	25-	
6	宮下商店		67,500-
7	金田商店		0-
8	木村紡織所	9,120-	
9	木受取手形	3,000-	
10	早川商	0-	
11	支拂手形		0-
12	長谷川商	0-	
13	利子及割引料	2496-	
14	北洋水産會社		0-
15	大盛銀行(借入金)		18,000-
16	大保管料	1560-	
17	運賃	7640-	
18	運送保險料	1350-	
19	給雜	55-	
20	雜仕入勘定	20-	
21	現銀	103,300-	
22	現銀		29,820-
1	現銀	19050-	
1	現銀	67904-	
		134,820-	134,820-

(備考)参考の爲め残高なき勘定も掲げたり

第十四章 委託販賣及び委託買付

委託販賣 商品を販賣するに當り自ら買主を求むることなく之を他の商人に委託することあり、委託販賣即ち之なり、販賣の委託を受けたるものは自己の名義を以て之を賣渡し、委託者に其の計算を報告し、勞務に對して相當の報酬を受取るものにして、之を問屋(Agent)と云ふ、卸賣を營む商人は問屋業を兼營すること多し。販賣を委託せられたる商品を委託品と總稱し、委託者に於ては之を委託積送品(Consignments Outwards)と云ひ、問屋に於ては受託品(Consignments Inwards)と云ふ。

委託者の記帳法 委託品を積送したるときは委託積送品記入帳 (Consignments Outwards Book) に摘要を何商店委託販賣第何號として積送品の原價を以て記入すべし、斯かる特殊仕譯帳を備へざる時は固有の仕譯帳に於て次の仕譯を行ふ。

借方 何商店委託販賣第何號 貸方 委託積送品

委託積送品勘定 委託積送品勘定(Goods on Consignment)は委託品として問屋に積送したる爲めに手許商品の減少したる價額を示すものにして、決算期に賣上勘定

と等しく賣買勘定貸方に振替へらるゝものとす。

委託販賣勘定 委託積送品の相手科目たるべき委託販賣勘定(Consignment Account)は委託品の原價及び賣價を記入する一種の商品勘定なり、故に積送したるときは積送品原價の外附帶費用をも借記し、後に賣上高若くは純手取金を貸記し、貸借の差額に依りて損益を知るなり。委託販賣勘定は委託積送品勘定と異なり委託品の各口別に口座を設くるものなるが故に、何商店若くは何地向委託販賣勘定と題し、猶ほ同一の相手方に屢積送するときは更に第一號第二號等の番號を付して勘定口座を區別するなり。

委託販賣勘定は賣捌濟となりたる度毎に締切をなし、貸借の差額は別に委託販賣損益勘定(Consignment Profit and Loss a/c)を設けて之に振替へ置き、決算のとき此の勘定より損益勘定に振替ふるなり。

委託品が賣捌濟となりたるも未だ手取金を受取らざるときは、其の金額を委託販賣勘定より相手方の人名口座に振替へ置き、然る後に上述の締切手續を行ふものとす。

例題

- 一 二月一日甲地商店に向け原價一千圓の商品を委託品として積送す
- 二 同日積送費用五十圓を支拂ふ
- 三 十日甲地商店より賣上勘定書來る賣價一千三百圓諸掛一百圓當店手取金一千二百圓に對し送金爲替を受取る

委託積送品記入帳

		10	
…/2	1	甲地商店委託販賣 井 1 一號商品百箇積送	45 1,000-
……	……	委託積送品勘定貸方=轉記	45 1,000-

第十四章 委託販賣及び委託買付

現金出納帳(略)

借方		貸方	
…/2	10	甲地商店委託販賣井 1 當方手取金	45 1,200-
…/2	1	甲地商店委託販賣井 1(積送費用)	45 50-

元帳

借方 甲地商店委託販賣井 1 貸方 45

…/2	1	委託積送品	委 10 1,000-	…/2	10	現金(手取金)	現 30 1,200-
〃	〃	現金(積送費)	現 30 50-				
10		委託販賣損益へ(益金)	150-				
			1,200-				1,200-

借方		委託積送品		貸方	
...	...	1,000	1,000
	買入勘定へ		諸		口

借方		委託販賣損益		貸方	
...	...	150	...	150	...
	損益勘定へ		甲地商店委託販賣		買付

借方		買入勘定		貸方	
			...	1,000	...
			委託積送品		

借方		損益勘定		貸方	
			...	150	...
			委託販賣損益		

問屋の記帳法 問屋が委託品の引渡を受けたるときは自己の商品と區別して保管するものにして、委託品に關する費用は直接に現金にて支拂ふと否とに拘はらず、精密に計算して委託者に負擔せしむるものとす。委託品の賣捌濟となりたるときは約定の報酬を計算し、委託者の純手取金を明かにし、賣上勘定書を以て委託者に報告するなり。問屋の報酬は賣上高に對する一定の歩合を以て契約するを普通とす。

受託販賣勘定 問屋が受託品の引渡を受けたるときは覺え帳に記載するに止め別に何等の仕譯を要せず、金錢貸借を生じたるるとき始めて受託販賣勘定(Consignment Inwards Account)を設けて之を借方又は貸方と爲すなり、即ち引取費用を支拂ひたるときは此の勘定を借方とし、賣上げたるときは貸方とし、手数料其の他委託者の負擔に歸すべき金額を以て借方とし、其の差額は委託者の手取金を示すが故に之を委託者に送金するなり。

受託販賣勘定は委託者の帳簿に於ける委託販賣勘定の如く、人名若くは地名の外番號を冠して各口毎に區別するものにして、當該委託品の賣捌濟となりたる

きは直ちに締切となすものなり。従つて若し手取金を委託者に送金せざる時は之を此の口座より委託者の人名口座に振替へ置くものとす。

例題

- 一 二月十日乙地商店より價額二千圓の商品を委託品として受入る
- 二 同日右引取費用一百圓を支拂ふ
- 三 十五日右委託品を二千三百圓にて賣渡す
- 四 同日右賣上手取料を計算す賣上高の二分
- 五 同日乙地商店手取金を送金す

借方		現金出納帳(略)		貸方	
…/2 15	乙地商店受託販賣#1 右賣割	30	2,300-	…/2 10	乙地商店受託販賣#1 引取費用
				30	100-
				15	乙地商店受託販賣#1 手取金送金
					2,154-

仕 譯 帳

		借方	貸方
…/2 15	乙地商店受託販賣#1	30	.46-
	手 數 料	35	46-
	賣割手取料賣上高ノ2%		

元 帳

借方		乙地商店受託販賣#1		貸方	
…/2 10	現金(引取費用)	現 60	100-	…/2 15	現金(賣上)
					現 60
15	手取料 @ 2%	仕 20	46-		2,300-
15	現金(手取金送金)	現 60	2,154-		
					2,300-

借方 手 數 料 貸方

借方		手 數 料		貸方	
…/2 12	乙地商店受託販賣#1	仕 20	46-		

荷爲替の取組 委託者は委託品の賣上を豫想して荷爲替を取組むことあり、即ち自己又は銀行を受取人とし問屋を支拂人としたる爲替手形を作成し、之に積送貨物を代表する證券を添付して銀行に割引し、問屋は銀行より右手形の呈示を受けて之が引受をなし、満期日に手形代金の支拂をなすものなり。

委託品は未だ賣渡したるものに非ざるが故に、委託品に係る荷爲替の取組は問屋に對する委託者の前借に外ならず、故に委託者が荷爲替手形を作成したるときは之を問屋よりの負債として問屋の人名勘定に貸記し、問屋が荷爲替手形の引受をなしたるときは委託者の人名勘定に借記するが理論上正當なりと稱せらる。乍併荷爲替手形の代金は結局委託品の賣上代金中より控除せらるべきものなるが故に、委託者は委託販賣勘定に貸記し、問屋は受託販賣勘定に借記し、共に人名勘定を用ひざるを簡便とす。

委託買付の記帳 商人は商品の販賣を委託するの外買付を委託することあり、委託買付の場合に於ける記帳法は委託販賣の記帳法と相似たり、即ち委託者の側に於ては各口別に委託買付勘定を設けて手付金其の他の支拂を以て借記し、後日

現品到着のとき其の總額を以て仕入勘定に振替ふるなり。而して問屋の側に於ては各口別に受託買付勘定を設け、該品の爲めに要したる金額を以て借記し、荷爲替を取組み得たる金額又は委託者よりの送金を以て貸記するなり。

應用問題

問題一 適當の原記簿を設けて次の取引を記入し且つ之を元帳に轉記して損益の計算を行ふべし。

- 一 三月一日藤田商店より商品二萬圓を買入る
- 二 二日池田商店に商品五千圓を賣渡す
- 三 同日甲地商店に價額四千圓の商品を委託品として積送す
- 四 同日運賃及び荷造費用一百二十五圓を現金にて支拂ふ
- 五 六日乙地商店に價額三千圓の商品を委託品として積送す
- 六 同日右運賃及び荷造費用として現金一百圓を支拂ふ
- 七 十四日甲地商店委託販賣品賣捌濟となり當店手取金四千三百圓送金爲替にて受取る

- 八 十五日甲地商店に第二回の委託品價額四千五百圓を積送す
- 九 同日右運賃及び荷造費として現金二百圓を支拂ふ
- 一〇 十六日右委託品に對し荷爲替手形を作成す手形金額三千圓
- 一一 同日取引銀行にて右手形を割引す割引料一百圓
- 一二 二十日乙地商店より賣上勘定書來る當店手取金三千〇六十圓は先方へ預け金とす
- 一三 二十七日丙地商店に價額二千圓の商品を委託品として積送す
- 一四 同日右積送費用九十圓を現金にて支拂ふ

△本日商品棚卸高 五千五百圓

問題二

適當の原記簿を設けて次の取引を記入し且つ之を元帳に轉記して損益の計算を行ふべし。

- 一 十月三日東國商會より價額二千圓の委託品を受取る
- 二 同日引取費用一百五十圓を小切手にて支拂ふ
- 三 五日西國商會より價額三千圓の委託品を受取る

- 四 同日引取費用二百圓を小切手にて支拂ふ
- 五 七日東國商會委託品を山村商店に賣渡す代金二千五百圓
- 六 同日右委託品の負擔に屬する保管料見積額二十圓
- 七 同日右賣捌手数料賣上高の二分
- 八 同日東國商會手取金を送金す
- 九 十五日西國商會委託品の一部を山村商會に賣渡す代金一千五百圓
- 一〇 十九日取引銀行より南國商會委託品に係る荷爲替手形金額四千圓の呈示を受け引受をなす
- 一一 二十日西國商會委託品の殘部を現金にて賣渡す代金二千一百圓
- 一二 同日西國商會委託品に付きて要したる雜費見積額十五圓
- 一三 同日右委託品賣捌手数料賣上高の二分
- 一四 同日西國商會手取金は預りとす
- 一五 二十五日南國商會荷爲替手形の満期支拂をなす
- 一六 同日南國商會委託品の引取をなす價額五千圓

第十五章 實習第一

大正 年十月會計日誌

一日

一 木村紡織所に左の通り賣渡す

一 米棉 五萬六千二百五十斤 六十二圓替 金三萬四千八百七十五圓也

○賣上帳

二 早川商店に左の通り賣渡す

一 練粕 三千貫 五圓二十錢替 金一千五百六十圓也

右代金に對し同店振出當店宛本月三十日滿期の約束手形丙第三〇號を受取る

○賣上帳

○受取手形記入帳

三

宮下商店振出當店宛爲替手形第五三二號金額六萬七千五百圓受取人明治銀行より呈示を受け引受を爲す日付九月二十六日 期日十一月三十日

○支拂手形記入帳

四 金田商店の註文に依り左の通り發送す

一 米棉 五萬六千二百五十斤 六十三圓替 金三萬五千四百三十七圓五十錢也

右代金全額に對し爲替手形を作成し大盛銀行にて荷爲替を取組み當店手取金は當座勘定に振替を依頼す手形期日十月三十日 割引日歩三錢二厘 割引料三百四十圓二十錢

○賣上帳

○受取手形記入帳

○現金出納帳

五 田島商店に向け委託販賣品として左の通り積送す

一 大豆粕 一千枚 一圓八十錢替 一千八百圓也

一 練粕 一千貫 四圓六十錢替 四百六十圓也

合計 二千二百六十圓也

田島商店委託販賣品

右貨物に對し田島商店に宛てたる爲替手形を作成し大盛銀行にて荷爲替を取組み當店手取金は當座勘定に振替を依頼す手形金額二千圓手形期日十月二十五日割引日歩三錢二厘割引料十六圓

○委託積送品記入帳(田島商店委託販賣#1)

○受取手形記入帳(田島商店委託販賣#1) ○現金出納帳

六 右運賃及び積送費用金十四圓共同運送店に現金にて支拂ふ

○現金出納帳(田島商店委託販賣#1)

○元帳轉記

七日

一 秋山商店より委託販賣品として支那棉花積送の旨並に右貨物に對し金五千圓の荷爲替を取組みたる旨通知あり

商工銀行より右荷付爲替手形の呈示を受け支拂の引受を爲す手形番號第七八三號手形日付十月一日期日十月二十一日

右手形引受と同時に船荷證券を受取り日本通運會社に託して左の通り貨物

秋山商店委託販賣#1. 手形

委託
割引料
大盛

田島商店委託販賣#1
委託

の引取を爲さしむ

一 通州棉 四萬斤

○支拂手形記入帳(秋山商店委託販賣#1)

○元帳轉記

十六日

一 秋山商店受託販賣品第一號を左の通り渡し代金は小切手にて受取る

一 通州棉 四萬斤 五十二圓替 金二萬〇八百圓也

○現金出納帳(秋山商店委託販賣#1)

○元帳轉記

二 右秋山商店受託販賣品の清算を爲すに就き先方に負擔せしむべき諸費用並に當店販賣手数料を計算すること次の如し

一 保管料 金十八圓也

一 雜費 金十三圓八十錢也

一 手数料 賣上高の一分 金二百〇八圓也

大盛 秋山商店委託販賣#1

荷爲替立替金を差引き先方純手取金一萬五千五百六十圓二十錢は小切手にて爲替を取組み送金す

○仕譯帳 ○現金出納帳

○元帳轉記(受託品口座締切)

二十一日

一 宮下商店より來月五日到着の豫定なる未着品左の通り船荷證券にて買入る汽船日米丸萬國海上保險會社に金九萬一千圓の保險契約あり

一 米棉 十五萬斤 六十一圓替 金九萬一千五百圓也

○仕譯帳(未着品)

二 早川商店に左の通り賣渡す

一 鯨 粕 一千貫 五圓二十錢替 金五百二十圓也

一 大豆粕 五百枚 二圓十錢替 金一千〇五十圓也

合計 金一千五百七十圓也

○賣上帳

三 支拂手形第三號秋山商店荷付爲替手形第七八三號金五千圓本日満期日に付き小切手を以て支拂を爲す

○現金出納帳 ○支拂手形記入帳(期末欄)

四 受取手形第四號早川商店約束手形丙第三〇號金一千五百六十圓を大盛銀行に割引し手取金は當座預金に振替を依頼す割引日歩二錢八厘割引料四圓三十六錢也(厘捨)

○現金出納帳 ○受取手形記入帳(期末欄)

○元帳轉記

三十日

一 田島商店より委託積送品第一號に對する賣上勘定書來る其要領左の如し
總賣上高 金二千八百圓也

諸掛及販賣手数料 金二百三十圓五十錢也

差引 金二千五百六十九圓五十錢也

荷爲替立替金

金二千圓也

差引當方純手取金

金五百六十九圓五十錢也

右手取金は、大盛銀行宛送金小切手にて受取る

○現金出納帳(田島商店委託販賣井1)

直に元帳に轉記して利益金を計算し、仕譯帳に於て之を委託販賣損益勘定に振替ふる仕譯を爲し、元帳に轉記して田島商店委託販賣勘定は締切りとす。

二 受取手形第二號(早川商店約束手形丙第二八號)金三千圓大正商業銀行宛小切手にて取立を爲す

○現金出納帳 ○受取手形記入帳(願末欄)

三 本月二十一日大盛銀行に割引したる受取手形第四號(早川商店約束手形丙第三〇號)本日満期日なるも早川商店支拂不能の由にて同銀行より左の通り償還の請求あり小切手を以て立替へ支拂ふ

- 一 手形金額 金一千五百六十圓也
- 一 拒絕證書作成手数料 金二圓五十錢也

大盛 116470 116270

合計 金一千五百六十二圓五十錢也

右立替金額早川商店に償還の請求を爲す

○現金出納帳(二口)

四 大盛銀行より現金一百五十圓を引出す

○現金出納帳

五 諸費用左の通り現金にて支拂ふ

- 一 保管料 金九十六圓二十錢也
- 一 運賃 金五十圓十三錢也
- 一 運送保険料 金二十三圓也

○現金出納帳

六 給料及び雜費左の通り現金にて支拂ふ

- 一 給料 金五十五圓也
- 一 雜費 金二十圓也

○現金出納帳

第十五章 實習第二

○元帳轉記

○現金出納帳締切及び繰越 本日現金残高 金八十二圓十七錢也
 ○賣上帳委託積送品記入帳受取手形記入帳及び支拂手形記入帳の
 締切及び合計轉記

○試算表の作成

本日第二回決算を行ふ整理事項次の如し

一 商品棚卸高

印度棉 六千斤 三十七圓替 金二千二百二十圓也
 鍊粕 五千貫 四圓六十錢替 金二千三百圓也

合計 金四千五百二十圓也

二 營業用建物及び什器の減價償却は前回の通り

三 得意先早川商店賣掛金は取立の見込なきものとして三千百三十二圓五十錢の内一圓丈けを殘して他は貸倒金に振替ふ

四 保険料の内二十一圓繰延

賣買勘定及び損益勘定を作成し諸口座の締切及び繰越を爲して貸借對照表を作成すべし

試算表

大正 年十月三十日

1	富賀増太郎(資本金)		22,745.54
2	營業用地所	10,000-	
3	營業用建物	7,500-	
4	營業用什器	800-	
5	保險料	23-	
6	宮下商店		91,500-
8	木村紡織所	43,995-	
10	早川商店	3,132.50	
11	支拂手形		67,500-
13	利子及割引料	360.56	
15	大盛銀行(借入金)		18,000-
16	保管料	78.20	
17	運送保險料	50.13	
18	運送保險料	23-	
19	給雜費	55-	
20	雜費	6.20	
22	賣上勘定品		73,442.50
23	棚卸商	77,020-	
26	建物什器減價償却準備金		83-
30	手數料		208-
31	未着品	91,500-	
32	委託販賣損益		295.50
33	委託積送品		2,260-
現	委現銀	82.17	
預	銀行預	41,412.78	
		276,038.54	276,038.54

第十六章 共同販賣

共同販賣 二人以上の商人が共同の計算にて商品の販賣を試むることあり、即ち一方の組合員が所有商品を提供し他の組合員が之を販賣して損益を分擔するものなり、時としては現金を出資し新に商品の仕入を爲して之を販賣することあり、斯くの如く共同販賣の目的を有する商品を組合商品といふ。組合商品は販賣の局に當る者の判断によりて適宜に之を處分するものなりと雖も、素と總組合員の共有に屬するが故に自己の單獨に所有するものと混同することを得ず、販賣者は恰かも問屋業者の如き地位に立つものなり。

出資者の記帳法 商品若くは現金を出資するは之を共有物として共同會計に提供するものなるが故に、出資者單獨の所有物が減少し共同會計に對して同額の權利を生ずることゝなる故に出資者の帳簿に於ては商品若くは現金の勘定を貸方とし共同會計の勘定を借方となさざるべからず。

出資したる商品の價額は組合積送品(Goods on Joint Account)勘定を以て記帳す、而

して組合積送品勘定は委託積送品勘定の如く決算期に賣買勘定に振替ふるものとす。

共同會計を示す口座は共同勘定又は組合勘定(Joint Venture Account)と總稱し他の組合員の氏名若くは商號を冠して各口別に之を設け、尙ほ同種の組合が屢發生するときは第一號第二號の番號を付して其の區別を明かにするなり。此の口座は出資商品の價額及び積送費用等の如く共同會計の負擔に屬する金額を以て借記し、賣上高若くは純手取金を以て貸記するものにして、取扱の形式は委託販賣勘定に於けると異ならず。

例題

- 十一月二日甲地商店と某品共同販賣の契約を結び手許商品を積送す此協定價額五千圓
- 同日右運賃及び荷造費二百圓を支拂ふ但し此費用は共同會計の負擔とす
- 二十九日甲地商店より組合商品賣捌濟の報告あり當方手取金五千三百九十圓送金爲替にて受取る

元 帳

借 方		甲地商店組合勘定		貸 方		43	
.../11 2	組合積送品 (商品原價)	仕 13	5,000-	.../11 29	現金(手取金)	現 36	5,390-
"	現 金 (積送費用)	現 36	200-				
29	組合販賣 損 益	仕 13	190-				
			5,390-				5,390-

借 方		組合積送品		貸 方		44	
.../...	賣買勘定へ		5,000-	.../11 2	甲地商店 組合勘定	仕 13	5,000-

借 方		組合販賣損益		貸 方		45	
				.../11 29	甲地商店 組合勘定	仕 13	190-

借 方		賣買勘定		貸 方		46	
				.../...	組合積送品		5,000-

仕 譯 帳 借方 貸方 13

.../11 2	甲地商店組合勘定	43	5,000-		
	組合積送品	44			5,000-
9	甲地商店組合勘定	43	190-		
	組合販賣損益	45			190-

借 方		現金出納帳(略)		貸 方		36	
.../11 29	甲地商店 組合勘定		5,390-	.../11 2	甲地商店 組合勘定		200-

販賣者の記帳法 販賣の局に當る組合員は組合商品を自己所有の商品と區別して保管し、而して組合商品に關して要したる一切の費用は精密に計算して組合勘定に借記し、商品の賣上高は組合勘定に貸記するなり。商品全部の賣捌を終りたるときは自己の收入すべき手数料を計算して之を組合勘定に借記し、次に共同販賣勘定書を作りて損益を計算し、約定の割合に依りて之を全員に分配する仕譯をなし、他の組合員の手取金は直ちに之を送金するか、然らざれば其の人の人名口座に振替ふる仕譯をなすなり、其の結果組合勘定は借方貸方の平均を得て締切となる。

例題

- 一 十一月二十日乙地商店の出資に係る組合商品到着す此原價五千圓乙地商店立替運賃及び荷造費二百圓
- 二 同日右引取費用七十四圓を支拂ふ
- 三 二十五日乙地商店組合商品を現金にて賣渡す代金五千八百圓
- 四 同日右組合商品の賣捌に關する保管料三十圓賣捌手数料賣上高の二分

五 同日組合販賣
利益金三百八十圓を契約に
基きて等分す
當店利益金一
百九十圓

六 同日乙地商店
手取金五千三百九十圓を送
金す

		借方		貸方	
11/25	乙地商店組合勘定	19	146		
	諸口				30
	保管料	62			116
	手数料 @2%	67			
				
11/25	乙地商店組合勘定	61	190		
	組合販賣損益	64			190
				

		借方		貸方	
11/25	乙地商店組合勘定	61	5,800	11/20	乙地商店組合勘定
				61
					74
				11/25	乙地商店組合勘定
					61
					5,390

甲乙共同販賣勘定書

借方	品名	数量	貸方
11 2	商品原價(甲出資)	5,000	11 25 賣上代金(乙受入) 5,800
"	積送費用(甲立替)	200	
20	引取費用(乙立替)	74	
25	保管料(乙立替)	30	
"	手数料@ 2%(乙收入)	116	
		5,420	
	差引利益金 380-		
	内 甲地商店	190	
	乙地商店	190	
		5,800	5,800
	甲地商店 手取金 大正	¥5,000 +200	+190 = ¥5,390
	年十一月二十五日		乙地商店

共同販賣勘定書 販賣者が組合商品全部の賣捌を終りたるときは共同販賣勘定書を作成して右商品の賣價原價諸掛及び手数料並に各自の損益分擔額を明かにし之を他の組合員に送付すること前述の如し而して此の勘定書は單に販賣者の側に於ける支拂及び収入のみならず出資者の側に於ける出資額及び立替金をも記載するが故に出資者より送り來れる送狀及び販賣者の元帳に於ける組合勘定を材料として

元帳

借方	乙地商店組合勘定	貸方
.../11 20	現金(引取費用)	74-
25	保管料	30-
"	手数料 @ 2%	116-
"	組合販賣損益(當方利益金)	190-
25	現金(先方手取金)	5,390-
		5,800-
		5,800-

借方	保管料	貸方
		.../11 25 乙地商店組合勘定 仕19 30-

借方	手数料	貸方
		.../11 25 乙地商店組合勘定 仕19 116-

借方	組合販賣損益	貸方
		.../11 25 乙地勘定組合勘定 仕19 190-

之を作成するなり。今前掲の取引例に就きて共同販賣勘定書の簡單なる記載例を示せば右の如し。

應用問題

問題一 次の取引を出資者及び販賣者の原記簿に記入し且つ元帳に轉記すべし。

- 一 三月五日甲商店より組合商品價額一萬圓を乙商店に積送す
- 二 同日甲商店にて荷造費一百二十圓を支拂ふ
- 三 十五日組合商品乙商店に到着す
- 四 同日乙商店にて運賃二百二十圓を支拂ふ
- 五 二十日乙商店にて一萬三千圓に賣捌く
- 六 同日乙商店にて組合損益を計算す
 保管料一百圓
 手数料賣上高の一分
 利益金は等分す

- 七 同日乙商店より甲商店へ手取金を送金す
- 八 二十三日甲商店に右金額到着す

甲の部
 一 三月五日 甲商店より組合商品價額一萬圓を乙商店に積送す
 二 同日 甲商店にて荷造費一百二十圓を支拂ふ
 三 十五日 組合商品乙商店に到着す
 四 同日 乙商店にて運賃二百二十圓を支拂ふ
 五 二十日 乙商店にて一萬三千圓に賣捌く
 六 同日 乙商店にて組合損益を計算す
 保管料一百圓
 手数料賣上高の一分
 利益金は等分す

乙の部
 一 三月五日 甲商店より組合商品價額一萬圓を乙商店に積送す
 二 同日 甲商店にて荷造費一百二十圓を支拂ふ
 三 十五日 組合商品乙商店に到着す
 四 同日 乙商店にて運賃二百二十圓を支拂ふ
 五 二十日 乙商店にて一萬三千圓に賣捌く
 六 同日 乙商店にて組合損益を計算す
 保管料一百圓
 手数料賣上高の一分
 利益金は等分す

七 同日 乙商店より甲商店へ手取金を送金す
 八 二十三日 甲商店に右金額到着す

第十七章 會社簿記

第一節 合名會社及び合資會社

會社簿記の意義 商業を営むには一個人が營業主となる場合多しと雖も、二人以上の人々が共同して經營すること亦少からず、共同經營の方法として最も普通に行はるゝものは會社組織なり、所謂會社簿記とは會社組織に依る場合に生ずる特殊事項の記帳法を指稱するなり。

我國の會社には合名會社、合資會社、株式會社及び株式合資會社の四種の區別あり、孰れも法人として獨立の財産を所有し、權利義務の主體となるものなり、されば取引先に對する關係に於ては會社と一個人とは毫も選ぶ所なく、從つて其の簿記法に特殊の點なしと雖も、出資及び損益分擔の點に就いては新たな記帳法の問題を生ず。

合名會社の資本金勘定 合名會社の資本金勘定の設定法に二種の區別あり、全

社員の出資總額を一箇の資本金勘定を以て記帳するもの及び各社員の出資勘定を區別するもの之なり。

出資の總額を一箇の資本金勘定にて記帳するときは各社員の出資額を示す爲めに別に補助帳簿として社員出資臺帳を設くるものにして社員が多數なる場合に適當する方法なり。然るに通常は其の數少なきが故に社員臺帳を使用することなく元帳面に於て各社員の出資勘定を區別する方法に依るなり。而して合名會社の資本金勘定は一に出資勘定とも稱す。

仕 簿 帳 借方 貸方

		借方	貸方
1	現金	20,000	
	甲出資金		20,000
	合名會社小林商店設立ニ際シ甲社員ノ出資上ノ通リ		
"	乙出資金		10,000
	營業用地所	4,000	
	營業用建物	6,000	
	同上乙社員ノ出資上ノ通リ		

借方		元帳		貸方	
1 甲出資金					
	…/7	1	現金	仕	20,000-
2 乙出資金					
	…/7	1	營業用地所	仕	4,000-
			“ 建物	”	6,000-
3 營業用地所					
…/7	1	乙出資金	仕	4,000-	
4 營業用建物					
…/7	1	乙出資金	仕	6,000-	

例題

一 七月一日合名會社小林商店を設立す各社員の出資次の通り

甲出資金	現金	二萬圓
乙出資金	營業用地所	四千圓
	營業用建物	六千圓

損益處分の記帳法

決算に依りて生じたる損益勘定の残高は個人營業の會計に在りては直ちに資本金の勘定に振替ふるを通則とするも、會社會計に在りては別箇の勘定を設けて之に振替ふるものにして資本金勘定を増減することなし。損益勘定の残高を振替ふべき口座は通常前期損益勘定と稱し、社員總會の決議に基きて處分の記帳を行ふなり、即ち利益金を分配するときは積立金及び配當金額を此の口座より當該口座に振替へ、残高は此の口座にて後期繰越の記入を行ふものとす。

例題

一 六月三十日上半期の決算に依りて生じたる損益勘定貸方残高五千圓を前期損益

仕 譯 帳		借方	貸方	20
.../6/30	損益勘定	5,000-		
	前期損益		5,000-	
	上半期利益金ノ振替			21
.../7/10	前期損益	4,500-		
	諸口			
	甲配當金		3,000-	
	乙配當金		1,000-	
	丙配當金		500-	
	上半期利益金ヲ各社員ノ出資額ニ對シ年二割ノ割合ニテ配當ス			
	甲30,000 @10%=3,000-			
	乙10,000 " " =1,000-			
	丙 5,000 " " = 500-			
				4,500-

借 方		現金出納帳(略)		貸 方		105
.../7/15	甲配當金	46	3,000-			
	乙配當金	47	1,000-			
	丙配當金	48	500-			

勘定に振替ふ

- 二 七月十日上半期利益金を各社員の出資額に對し年二割の割合にて配當し殘額は後期繰越とす但し甲出資額三萬圓乙出資額一萬圓丙出資額五千圓とす
- 三 十五日各社員に配當金を支拂ふ

元 帳

借 方		前 期 損 益		貸 方		45
.../7 10	上半期利益 金分配			.../6 30	損益勘定ヨリ (上半期利益金)	仕 20 5,000—
	甲配當金	3,000—				
	乙〃〃	1,000—				
	丙〃〃	500—				
	後期繰越	500—				
		5,000—				5,000—
				.../7 10	前期繰越	500—

借 方		甲 配 當 金		貸 方		46
.../7 15	現 金	現 10	3,000—	.../7 10	前期損益ヨリ (上半期分)	仕 21 3,000—

借 方		乙 配 當 金		貸 方		47
.../7 15	現 金	現 150	1,000—	.../7 10	前期損益ヨリ (上半期分)	仕 21 1,000—

借 方		丙 配 當 金		貸 方		48
.../7 15	現 金	現 105	500—	.../7 10	前期損益ヨリ (上半期分)	仕 21 500—

合資会社の會計 合名會社は無限責任社員のみによりて組織せられ合資會社は無限責任社員と有限責任社員とに依りて組織せらる、兩者は斯の如く社員の種類に相違あるも出資並に損益處分の記帳法に就いては何等異なる所なし。

第二節 株式會社

株式會社の資本金勘定 株式會社にありては一定の資本金額を多數の株式に分割し其の株式を引受けたるものを株主と稱す、而して各株主の出資に關する記録は別に之を設くるものとし、元帳面に於ては會社の資本金總額を一箇の勘定を以て記載するなり、之を資本金勘定又は株金勘定(Share Capital)といふ。

各株式の金額は五十圓を普通とするも、株式發行の際に一時に全額の拂込を爲すことなく通常額面の四分の一を以て第一回拂込額とし、残額は必要に應じて漸次に拂込を命ずるものとす、是に於てか株式會社にありては拂込未済資本金若くは株金勘定なるものを生ず、而して株金勘定は發行したる株式の總金額を示すが故に、拂込未済株金あるときは之を株金勘定より控除したる残額が拂込金額を示

すことゝなる。

株式発行の記帳 會社を設立したるとき會社の帳簿に第一に記載せらるべき事項は株金並に其の拂込に關するものなり、即ち仕譯帳に於ては株金の總額を以て次の仕譯を爲し。

借方 拂込未済株金 貸方 株金

現金出納帳に於ては第一回拂込金總額を以て、拂込未済株金收入の記帳を爲すべし。

例題

- 一 三月二日會社設立手續終了す株金一百萬圓一株五十圓株數二萬株第一回四分の一拂込済

仕 譯 帳		借方	貸方	1
…/3	2 拂込未済株金	2	1,000,000-	
	株 金	1		1,000,000-
	本日會社設立手續終了す株 金一百萬圓五十圓株二萬株 第一回四分の一拂込出納帳 ノ通リ入金			

借 方		現金出納帳(略)		貸 方		1
…/3	2 拂込未済株金					
	第一回拂込	2	250,000-			

元 帳		借 方	株 金	貸 方	1
				…/3	2 拂込未済株金 仕 1,000,000-

借 方		株込未済株金		貸 方		2
9/2	2 株 金	仕 1	1,000,000-	9/3	2 現 金 現 1	250,000-

損益處分の記帳法 決算に依りて生じたる損益勘定の残高は前期損益勘定に振替へて次期に繰越し、株主總會の決議に基き之を更に他の勘定に振替ふるものにして其の記入の形式は合名會社の場合に述べたる所に同じ。

前期損益勘定は必ずしも利益金のみを記載するものに非ず、缺損金も亦此の口座に記載せらるゝが故に、其の帳尻は前期より繰越されたる利益金若くは缺損金と当期の利益金若くは缺損金とを合算したる残高なり、されば貸借對照表面に於ては前期損益勘定の残高を其の儘轉載することを得ず、前期繰越金若くは前期缺損金と当期利益金若くは当期缺損金とを區別して記載することを要す。

株式會社が利益金を得たるとき換言すれば損益勘定に貸方残高を生じたるときは、其の利益金即ち貸方残高の少なくとも百分の五は商法の規定に依りて法定準備金(法定積立金)に振替ふることを要す、殘餘の金額及び前期繰越金の中より別途積立金其他各種の積立金及び株主配當金に充つべき金額を當該勘定に振替へ殘額は所謂後期繰越金にして前期損益の口座にて繰越の記入を行ふものとす

例題

一 十二月三十一日下半期の決算に依りて生じたる損益勘定貸方残高(当期利益金)十萬圓を前期損益勘定に振替ふ但し前期損益の口座には借方残高(前期損失金)二千萬ありしものとす

二 一月二十日下半期利益金處分法次の如く決定す

- 法定準備金 当期利益金の五分
- 別途積立金 同一割
- 役員賞與金 同一割
- 株主配當金 配當率年二割但し拂込株金額七十萬圓
- 後期繰越 殘高

借方		法定準備金		貸方		51
		.../120	前期損益	仕33	5,000	—

借方		別途積立金		貸方		52
		.../120	前期損益	仕33	10,000	—

借方		役員賞與金		貸方		53
		.../120	前期損益	仕33	10,000	—

借方		株主配當金		貸方		54
		.../120	前期損益	仕33	70,000	—

		仕 譯 帳		借方		貸方		32
.../1231	損益勘定			...	100,000	—		
	前期損益	50					100,000	—
	下半年利益金ノ振替							33
.../120	前期損益	諸口	50	95,000	—			
	法定準備金 @ 5%		51				5,000	—
	別途積立金	"10"	52				10,000	—
	役員賞與金	"10"	53				10,000	—
	株主配當金	"10"	54				70,000	—
	前半年利益金處分ノ振替							

		元 帳		借方		前期損益		貸方		50
.../...	前期繰越	2,000	—	.../1231	損益勘定ヨリ	仕32	100,000	—		
1231	後期繰越	98,000	—		(当期利益金)					
		100,000	—						100,000	
.../120	法定準備金	仕33	5,000	.../1	前期繰越	レ	98,000	—		
"	別途積立金	"	10,000							
"	役員賞與金	"	10,000							
"	株主配當金	"	70,000							
"	後期繰越	レ	3,000							
			98,000						98,000	
.../120	前期繰越	レ							3,000	

社債 株式會社にありては同一の條件を以て一時に公衆多數の人々より資金の借入を爲すことあり之を社債といふ、此の場合に於ても資本金の如く元帳に於ては一箇の社債勘定を以て社債の總額を示し、各社債權者に對する關係は社債原簿を設けて明かにするなり。

創業費 株式會社にありては之を設立するに相當の日數と費用とを要し、此の費用は一時發起人に於て支辨するも、會社の設立を終へたる上は會社の負擔に歸すべきものとす、設立費用即ち之なり、然るに會社が營業を開始するに當りては更に文具費、廣告費等多額の經費を要す、然るに設立費並に是等の開業諸費用は營業繼續中に要する經常の費用と性質を異にする所あるが故に普通に創業費と總稱し、第一期に於て其の全額を損益勘定に振替ふることなく、金額の多寡に應じて數期に分擔せしむることあり。此の方法を採るときは創業費の未だ消却を終らざる部分は貸借對照表上資産としての取扱を受くることとなる。

創業費は獨り株式會社の場合に限りて必要なるものに非ず、其の他の會社にありても個人營業にありても相當の支出を要するが故に是等の場合にも創業費勘

定を生ずるなり、然れども創業費の負擔を數期に分つは實際上株式會社の場合に
限る。

改 版
商業簿記教科書 下巻 終

大正十年二月十七日印刷
大正十年二月十五日發行

敬啟 商業簿記教科書

定價
上卷金六拾錢
下卷金七拾錢

著 作 者

兒 林 百 合



發 行 者

大 葉 久 吉

東京市日本橋區本石町二丁目拾五番地

印 刷 者

柏 佐 一 郎

大阪市東區淡路町四丁目四十二番地



發行所

東京市日本橋區本石町二丁目
振替口座東京二八〇番

東京寶文館



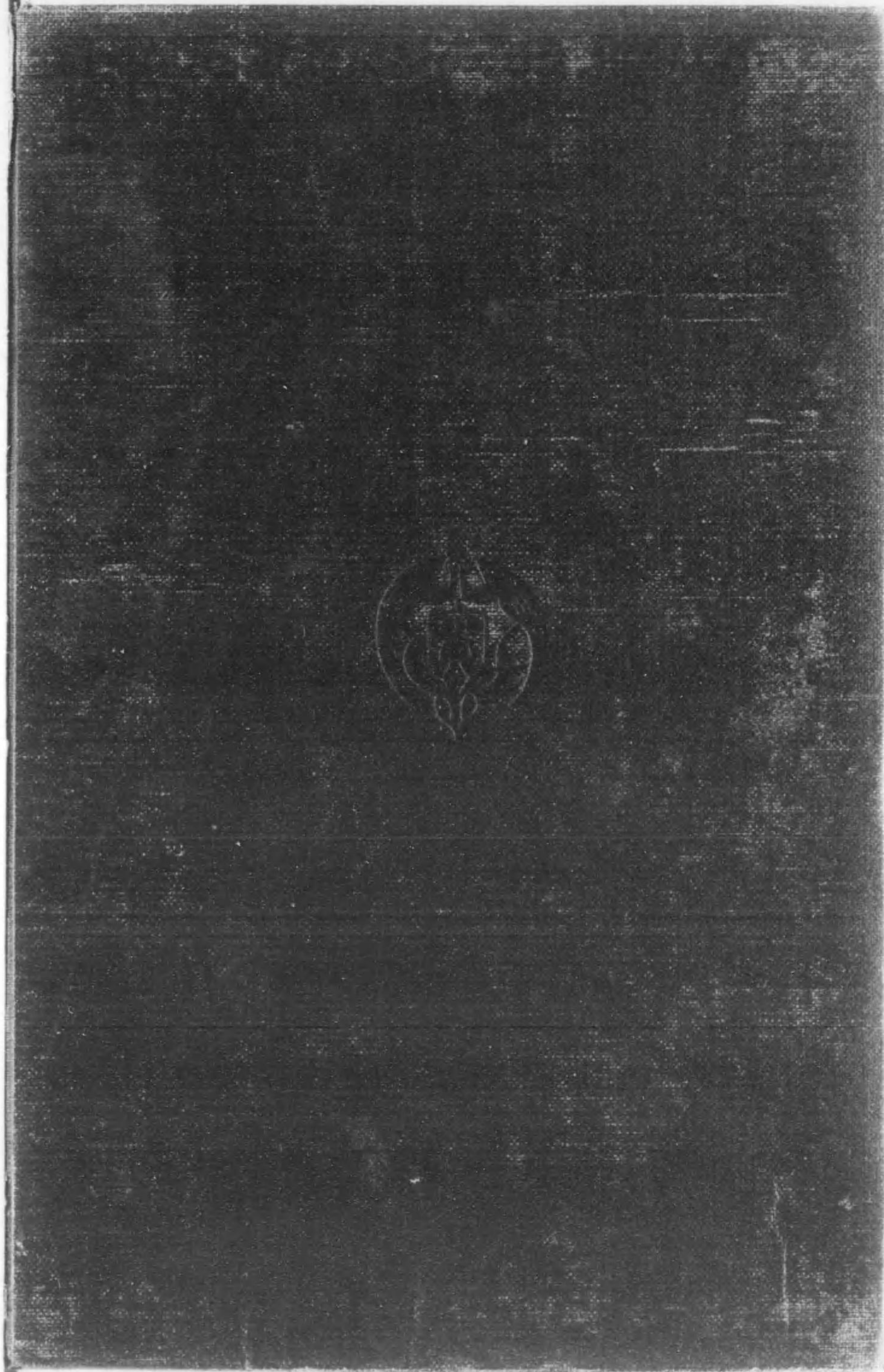
關西專賣

大阪市東區淡路町四丁目
振替口座大阪四三番

大阪寶文館

印刷所 神戶音印會社

322
3
284



終